

平成 25 年
住宅・土地統計調査

福井県の概要

福 井 県

目 次

調査の概要	1
用語の説明	4
利用上の注意	17
結果の概要	
1 住宅と世帯の概況	
(1) 総住宅数と総世帯数	18
(2) 居住世帯の有無	19
2 住宅の状況	
(1) 住宅の種類	21
(2) 住宅の建て方、構造、階数	22
(3) 住宅の建築の時期	27
(4) 住宅の所有関係	30
(5) 住宅の規模	32
(6) 住宅の敷地面積	34
(7) 住宅の設備	35
(8) 最寄りの生活関連施設までの距離	43
3 世帯の居住状況	
(1) 世帯の持ち家率	44
(2) 家計を主に支える者の居住状況	47
(3) 居住密度	48
(4) 借家の家賃	49
4 高齢者のいる世帯	
(1) 世帯数の推移	51
(2) 住宅の建て方・所有の関係	53
5 住宅・土地所有の概況（調査票乙のみによる集計）	56
付表	59

調査の概要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅および住宅以外で人が居住する建物に関する実態ならびに現住居以外の住宅および土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国および地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。昭和23年以来5年ごとに実施しており、平成25年調査はその14回目に当たる。

2 調査の期日

平成25年10月1日午前零時現在で実施した。

3 調査の地域

全国の平成22年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成25年2月1日現在で設定した単位区のうち、約21万調査区について調査した。

本県では、全市町で1,445単位区が対象となった。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅および住宅以外で人が居住する建物ならびにこれらに居住している世帯(1調査単位区当たり17住戸)を対象とした。

本県では、全市町で24,565住戸が対象となった。

ただし、次に掲げる施設およびこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設および外交官・領事官やその随員(家族を含む)が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院および入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

5 調査事項

世帯に配布する調査票甲および乙ならびに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

[全調査単位区共通の調査事項]

- (1) 住宅等に関する事項
 - ア 居住室の数および広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 敷地面積
 - エ 敷地の所有関係に関する事項
- (2) 住宅に関する事項
 - ア 構造

- イ 腐朽・破損の有無
- ウ 階数
- エ 建て方
- オ 種類
- カ 建物内総住宅数
- キ 建築時期
- ク 床面積
- ケ 建築面積
- コ 家賃または間代に関する事項
- サ 設備に関する事項
- シ 増改築および改修工事に関する事項
- ス 世帯の存しない住宅の種別

(3) 世帯に関する事項

- ア 世帯主または世帯の代表者の氏名
- イ 種類
- ウ 構成
- エ 年間収入

(4) 家計を主に支える世帯員または世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 東日本大震災による転居に関する事項
- エ 現住居に入居した時期
- オ 前住居に関する事項
- カ 子に関する事項

(5) 住環境に関する事項

[調査票乙対象調査単位区のための調査事項]

(6) 現住居以外の住宅および土地に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 所在地
- ウ 面積に関する事項
- エ 利用に関する事項

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員―調査世帯の流れにより実施した。

(2) 調査の方法

ア 調査は、知事が任命した調査員が各調査対象を訪問して調査票を配布し、後日収集する方法により行った。平成25年住宅・土地統計調査では、調査票の提出に代えてインターネットによる回答（オンライン調査）も可能とした。

イ 調査票は、調査単位区ごとに、甲または乙のいずれか一方のみを配布した。

調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平均で6対1となるように行った。

ウ 調査票は、世帯が記入する欄については、世帯主または世帯の代表者が記入し、調査員が記入する欄については、調査員が世帯主等に質問するなどして記入した。空き家などの居住世帯のない住宅については、調査員が外観等から判断することにより、調査項目の一部について調査した。

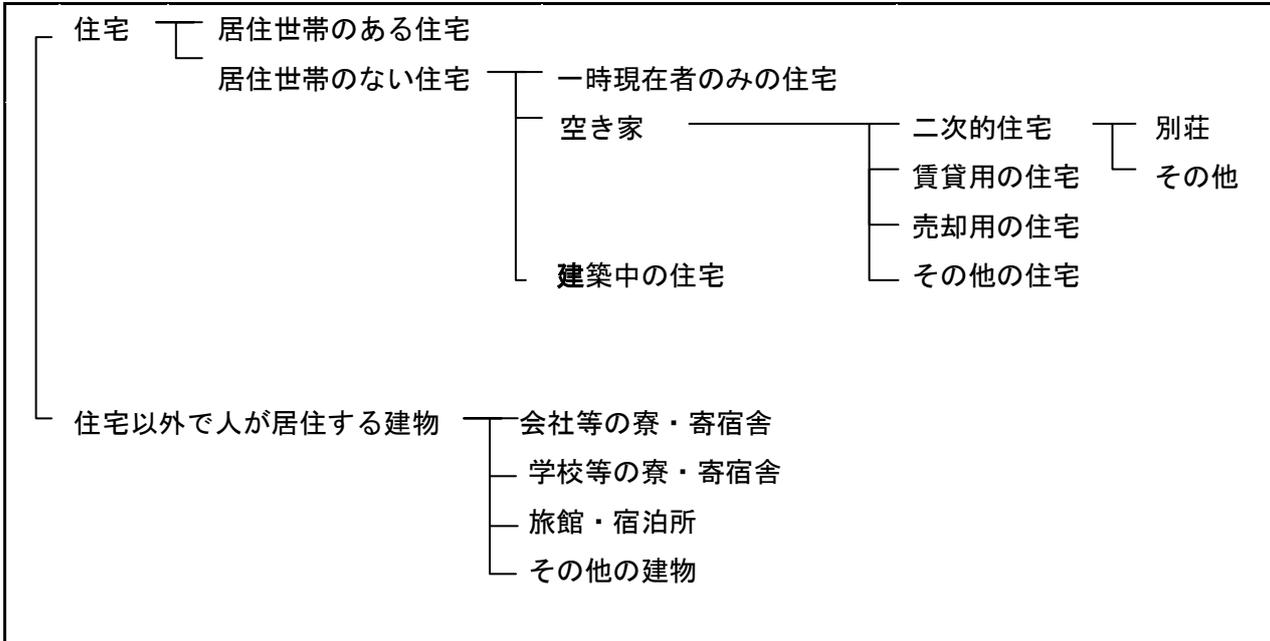
7 結果の公表

全国および各都道府県結果は、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表する。

なお、結果には、調査票甲、乙および建物調査票を用いて集計したものと、調査票乙および建物調査票を用いて集計したものがある。

用語の解説

《住宅》



住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築または改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ①一つ以上の居室
 - ②専用の炊事用流し(台所)
 - ③専用のトイレ
 - ④専用の出入口 (屋外に面している出入口または居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口)
- したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅

空き家

二次的住宅

別荘……週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他……ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊

まりしている人がいる住宅

賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅

上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。）

建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの）。

なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。

また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

- ① 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」
- ② 学校の寄宿舎などのように、生計をともにしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」
- ③ 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」
- ④ 下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、ふだん住んでいるということで、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

住宅の種類

住宅のその用途により、次のとおり区分した。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業または水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

一戸建

一つの建物が1住宅であるもの

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

その他

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合

建物の階数

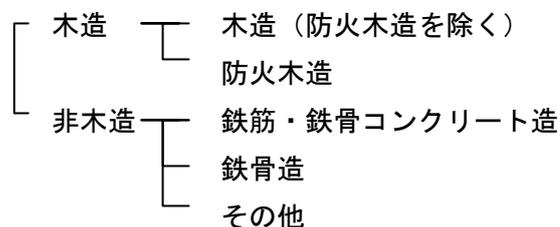
建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含めない。）。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。



木造（防火木造を除く）

建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの。ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。

防火木造

柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料できているもの

鉄筋・鉄骨コンクリート造

建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造または鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの

鉄骨造

建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの

その他

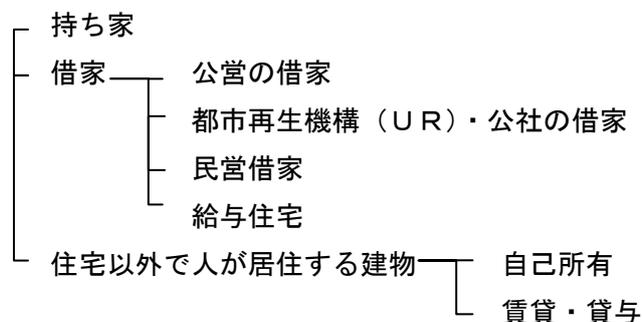
上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、建て増しや改修をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、建て増しや改修をした部分の面積が、建て増しや改修後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、建て増しや改修した時期を建築の時期とした。

住宅の所有の関係

人が居住する住宅および住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分した。



人が居住する住宅

持ち家

そこに居住している世帯が全部または一部を所有している住宅。

最近建築、購入または相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

公営の借家

都道府県、市区町村が所有または管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

都市再生機構（UR）・公社の借家

「都市再生機構（UR）」や都道府県・市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」などが所有または管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

なお、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅もここに含めた。

民営借家

国・都道府県・市区町村・都市再生機構（UR）・公社以外のものが所有または管理している賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの

給与住宅

社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有または管理して、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅（会社または雇主が借りている一般住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。）この場合、家賃の支払の有無を問わない。

住宅以外で人が居住する建物

自己所有

工場、事務所など住宅以外の建物全体または一部を、その世帯が所有している場合

賃貸・貸与

工場、事務所など住宅以外の建物全体または一部を、その世帯が借りている場合

居室数および居室の畳数

居室数

居室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

なお、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居室の数に含めた。また、同居世帯がある場合には、同居世帯が使用している室数も含めた。

居室の畳数

畳数は、上に述べた各居室の畳数の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居室も、 3.3m^2 を2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積

各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

高齢者等のための設備がある

手すりがある

高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合。

また、手すりがある場合の設置場所について次のとおり区分した。

- (1) 玄関
- (2) トイレ
- (3) 浴室
- (4) 脱衣所
- (5) 廊下
- (6) 階段
- (7) 居室
- (8) その他

またぎやすい高さの浴槽

浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合。なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。

廊下などが車いすで通行可能な幅

廊下や部屋の入り口の幅が約80cm以上ある場合。

段差のない屋内

高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒しないように設計されている場合。

なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含めない。

道路から玄関まで車いすで通行可能

敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合。

なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。

高齢者等のための設備はない

省エネルギー設備等

省エネルギー設備を次のとおりとした。

太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

二重サッシまたは複層ガラスの窓

二重サッシ

外窓と内窓が二重（または三重）構造となった窓（内側が障子の場合を含めない。）

複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層をすることによって断熱効果をもたせた窓
なお、これらのガラス窓の有無について、次のとおり区分した。

- (1) すべての窓にあり
- (2) 一部の窓にあり
- (3) なし

オートロックの別

「共同住宅」について、オートロックか否かを次のとおり区分した。

オートロック式

建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要があるもの

オートロック式ではない

平成21年以降の増改築・改修工事等

「持ち家」について、平成21年1月以降にその世帯が使用するために増改築（「建て替え」および「新築」を除く。）や改修工事等を行ったか否かを次のとおり区分した。

増改築・改修工事等をした

増築・間取りの変更

居室の建て増しや離れを建てたり、廊下や押入れなどを居室に変更するなどの工事

台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事

老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事

天井・壁・床等の内装の改修工事

室内（トイレ、台所、浴室および洗面所を含む。）のクロスの張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事。ただし、単なるカーテンやブラインドの交換は含めない。

屋根・外壁等の改修工事

屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床（下の階の屋根になっている場合）の水漏れ修理、外装の塗装・交換、コンクリート壁の修理、雨どいの修理などの工事

壁・柱・基礎等の補強工事

壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強などの工事

窓・壁等の断熱・結露防止工事

窓を二重サッシまたは複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入したり発砲ウレタンを吹き付ける工事

その他の工事

上記以外の工事で、例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線（コンセント、スイッチの増設）など

増改築・改修工事等をしていない

店舗・事務所など営業用部分だけの増改築や改修工事をした場合や間貸しなど他の世帯に使用させるための工事は「増改築・改修工事等をしていない」とした。

平成21年以降における住宅の耐震診断の有無

「持ち家」について、平成21年1月以降、建築事業者などの建築士に依頼して、地震に対する安全性について調べる耐震診断を行ったか否かを次のとおり区分した。

耐震診断をしたことがある

- (1) 耐震性が確保されていた
- (2) 耐震性が確保されていなかった

耐震判断をしたことはない

平成21年以降における住宅の耐震改修工事の状況

「持ち家」について、平成21年1月以降、住宅の耐震改修工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

耐震改修工事をした

壁の新設・補強

横揺れに対処するため、窓などをふさいで壁を設けるなどの工事

筋かいの設置

横揺れに対処するため、柱と柱の間に筋かいを設置する工事

基礎の補強

玉石基礎をコンクリート造の基礎にしたり、鉄筋の入っていない基礎に鉄筋を加えて補強するなどの工事

金具による補強

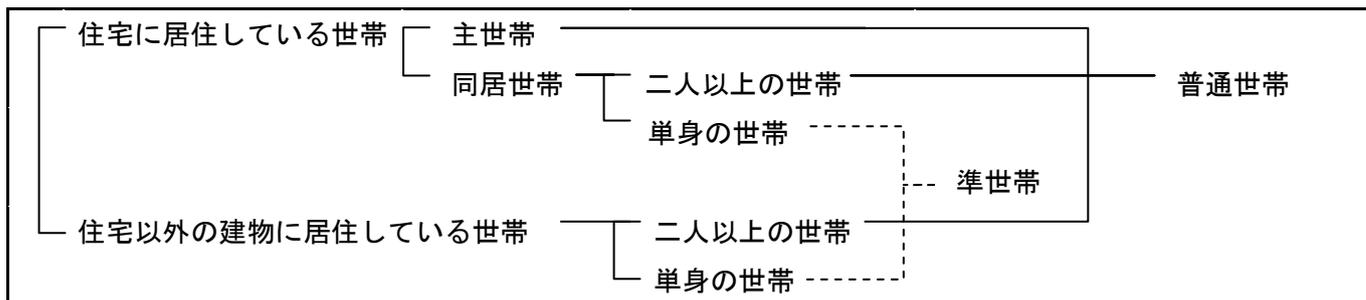
柱とはり、柱と土台などに金具を取り付けることにより、揺れの減少や柱など構造部材の脱落、ずれなどを防止するための工事

その他

上記以外で、例えば、腐ったり、シロアリなどの被害のあった部材の交換や、屋根ふき材を重いかわらから軽い金属板などに交換し、建物の重量を軽くするなどの工事

耐震改修工事をしていない

《世帯》



主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜上、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯、準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯および一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした。（主世帯は、すべて「普通世帯」である。）住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者またはそれらの人々の集まりの世帯をいう。

世帯人員

その世帯にふだん住んでいる世帯員の数をいう。

したがって、たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めた。船舶に乗り込んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は自宅に住んでいるものとした。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は雇主や家主の世帯とは別世帯とした。

世帯の年間収入

世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

家賃・間代

持ち家以外に居住する普通世帯が、最近、支払った1か月分の家賃または間代
この「家賃・間代」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まない。

世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人。

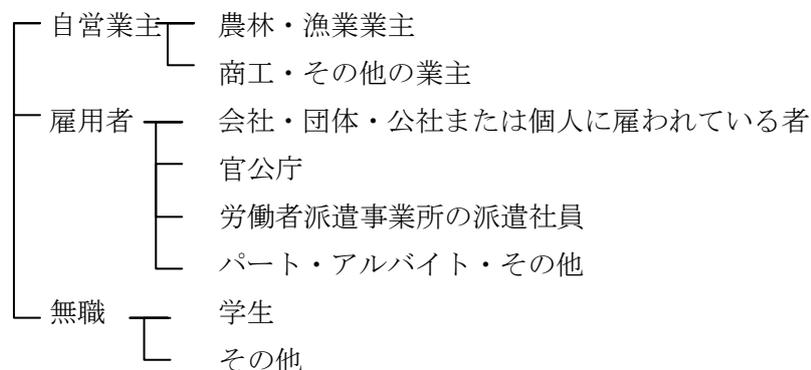
なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

年齢

調査期日現在の満年齢である。

従業上の地位

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。



自営業主

農林・漁業業主

個人で農業、漁業などを営んでいる者

商工・その他の業主

個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主、個人で自己の専門の技術または知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。家庭で内職をしている場合もここに含めた。

雇用者

会社・団体・公社または個人に雇われている者

会社、都市再生機構（UR）・公社やその他の法人・団体または個人に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など）。

また、会社・団体の社長・取締役・理事などいわゆる役員もここに含めた。

官公庁

現業・非現業を問わず、国または地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者

労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者

パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれらに近い名称で呼ばれている者

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」またはそれに近い名称で呼ばれている者も含む。

無職

学生

ふだん仕事をしないで主に通学をしている者

その他

ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者

通勤時間

徒歩やバス・鉄道などふだん利用している交通機関による自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間（片道）。

なお、農家や漁家の人が自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商などに従事している人が自宅を離れて仕事をしている場合、雇われて船に乗り組んでいる場合などは、「自宅・住み込み」とした。

入居時期

現在の住居に入居した時期をいう。現在の住宅が入居後建て替えられた場合には建て替え前の住宅に入居した時期をいう。世帯の家計を主に支える者が出生時から引き続き住んでいる場合は出生時を入居時期とした。

従前の居住形態

現住居への入居時期が平成21年1月以降の者について、従前の居住形態を次のとおり区分した。

なお、この区分の内容については《住宅》の項を参照

親族の家

親・その他の親族の家に同居していた場合

持ち家

一戸建・長屋建（テラスハウスを含む）、共同住宅

借家

公営の借家、都市再生機構（UR）・公社の借家、民営借家（一戸建・長屋建（テラスハウスを含む）、民営借家（共同住宅）、給与住宅

下宿・間借りまた住み込み

寮・寄宿舎

その他

上記以外で、例えば、宿・間借りまたは住み込み、寮・寄宿舎に住んでいる場合または病院、学校、旅館、工場など住宅以外の建物に住んでいた場合

子の居住地

家計を主に支えている者の子（未婚の子、既婚の子および子の配偶者を含む。）の住んでいる場所について、次のとおり区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。

子がいる

一緒に住んでいる（同じ建物または敷地内に住んでいる場合も含む。）

同じ住居内に子が同居していたり、子がアパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合や、同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合

徒歩5分程度に住んでいる

片道15分未満の場所に住んでいる*

片道1時間未満の場所に住んでいる*

片道1時間以上の場所に住んでいる*

*「片道15分」および「片道1時間」とは、ふだん行き来に使っている交通手段による所要時間のことをいう。

子はいない

《住宅・土地の所有状況》（調査票乙に関する集計）

統計表にく乙>印のある結果の「住宅または土地を所有している」とは、その世帯の世帯員（世帯主を含む）が名義人となっているものをいう（共有名義の場合を含む）。

住宅・土地の所有状況

世帯における住宅・土地の所有状況を次のとおり区分した。

- 1 現住居の敷地を所有している
 - (1) 現住居を所有している
 - ア 現住居以外の住宅を所有
 - イ 現住居の敷地以外の宅地などを所有
 - ウ 農地・山林を所有
 - エ 現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地などを所有
 - オ 現住居以外の住宅・農地・山林を所有
 - カ 現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有
 - キ 現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有
 - ク いずれも所有していない
 - (2) 現住居を所有していない
 - ア 現住居以外の住宅を所有
 - イ 現住居の敷地以外の土地を所有
 - ウ いずれも所有していない
- 2 現住居の敷地を所有していない
 - (1) 現住居を所有している
 - ア 現住居以外の住宅を所有
 - イ 現住居の敷地以外の土地を所有
 - ウ いずれも所有していない
 - (2) 現住居を所有していない
 - ア 現住居以外の住宅を所有
 - イ 現住居の敷地以外の土地を所有
 - ウ いずれも所有していない

その世帯の世帯員が住宅・土地などの一部でも所有していれば「所有している」とした。また、最近取得した住宅・土地で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「所有している」とした。

現住居以外に所有する住宅・土地

現住居以外に所有している住宅とは、その世帯が現在居住している住宅または住宅以外の建物ほかに所有している住宅をいう。

現住居以外に所有する土地とは、その世帯が現在居住している住宅の敷地または住宅以外の建物の敷地のほかに所有している土地（農地、山林、住宅用地、事業用地、原野、荒地、池沼など）をいう。

利用上の注意

1. 集計表の数値は表章単位未満を四捨五入したものであり、また、表によっては「不詳」が含まれているため、内訳合計に必ずしも一致しない。(割合の合計も100%にならない場合がある。)
2. 「0」、「0.0」は四捨五入の結果、表章単位に満たない場合である。
3. 「-」は該当数字がない場合である。
4. この調査は標本調査であるため、結果数値は標本誤差を含んでいる。

結果の概要

1 住宅と世帯の概況

(1) 住宅数と世帯数

総住宅数は309.6千戸、55年間で2倍に増加

平成25年10月1日現在における福井県の総住宅数は309.6千戸、総世帯数は266.0千世帯となっている。

平成20年からの増加数をみると、それぞれ0.9千戸、5.0千世帯、増加率はそれぞれ0.3%、1.9%となっている。昭和33年の総住宅数は152.0千戸であり、その後の55年間で約2倍に増加している。昭和43年以降は総住宅数が総世帯数を上回り、平成5年を除いて総住宅数の増加率が総世帯数の増加率を上回っていたが、平成25年は総世帯数の増加率が総住宅数の増加率を上回った。その結果、平成25年では総住宅数が総世帯数を43.6千戸上回って、1世帯当たりの住宅数は1.16戸となっている。

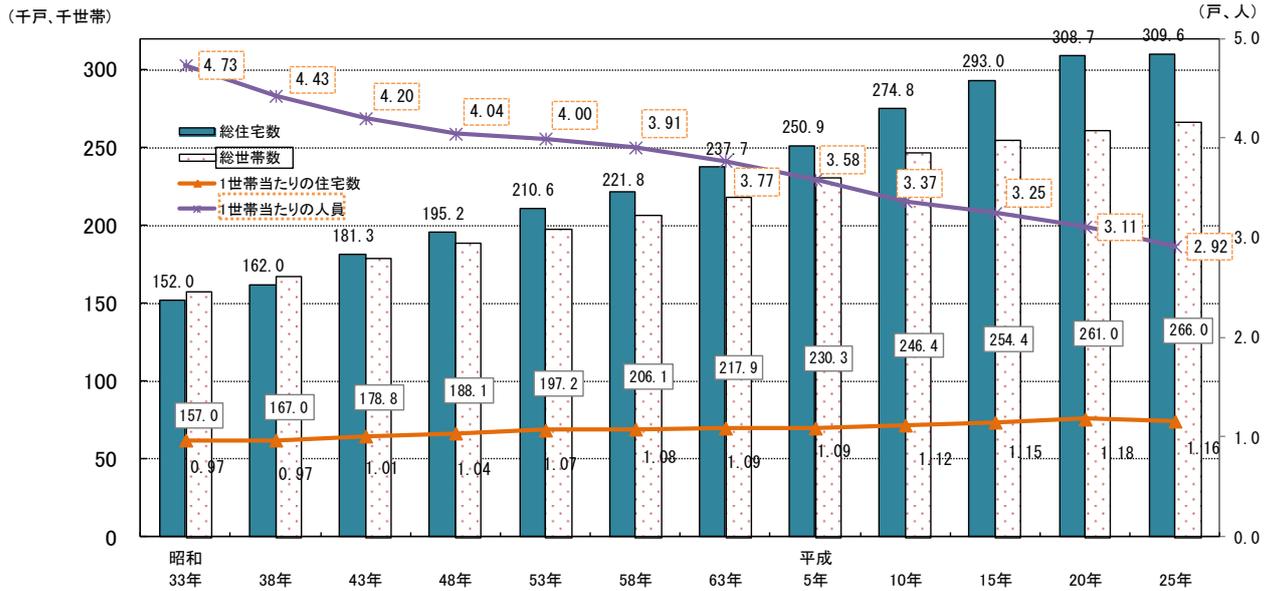
一方、1世帯当たりの人員は昭和33年の4.73人から減少傾向が続き、平成25年は2.92人となり、初めて3人を下回った。

表1 総住宅数・総世帯数・世帯人員・1世帯当たりの住宅数・1世帯当たりの人員(昭和33年～平成25年)

	総住宅数 (千戸)	総世帯数 (千戸)	世帯人員 (千人)	1世帯当たり の住宅数(戸)	1世帯当たり の人員(人)
実数					
昭和33年	152.0	157.0	743.0	0.97	4.73
38年	162.0	167.0	739.0	0.97	4.43
43年	181.3	178.8	751.0	1.01	4.20
48年	195.2	188.1	760.8	1.04	4.04
53年	210.6	197.2	788.0	1.07	4.00
58年	221.8	206.1	805.2	1.08	3.91
63年	237.7	217.9	822.1	1.09	3.77
平成5年	250.9	230.3	824.9	1.09	3.58
10年	274.8	246.4	830.0	1.12	3.37
15年	293.0	254.4	826.5	1.15	3.25
20年	308.7	261.0	811.9	1.18	3.11
25年	309.6	266.0	775.7	1.16	2.92
増減数					
昭和33～38年	10.0	10.0	-4.0	0.00	-0.31
38～43年	19.3	11.8	12.0	0.04	-0.22
43～48年	13.9	9.3	9.8	0.02	-0.16
48～53年	15.4	9.1	27.2	0.03	-0.05
53～58年	11.2	8.9	17.2	0.01	-0.09
58～63年	15.9	11.8	16.9	0.01	-0.13
63年～平成5年	13.2	12.4	2.8	0.00	-0.19
平成5年～10年	23.9	16.1	5.1	0.03	-0.21
10～15年	18.2	8.0	-3.5	0.04	-0.12
15～20年	15.7	6.6	-14.6	0.03	-0.14
20～25年	0.9	5.0	-36.2	-0.02	-0.19
増減率(%)					
昭和33～38年	6.6	6.4	-0.5	-	-
38～43年	11.9	7.1	1.6	-	-
43～48年	7.7	5.2	1.3	-	-
48～53年	7.9	4.8	3.6	-	-
53～58年	5.3	4.5	2.2	-	-
58～63年	7.2	5.7	2.1	-	-
63年～平成5年	5.6	5.7	0.3	-	-
平成5年～10年	9.5	7.0	0.6	-	-
10～15年	6.6	3.2	-0.4	-	-
15～20年	5.4	2.6	-1.8	-	-
20～25年	0.3	1.9	-4.5	-	-

※総住宅数には、「居住なし」の住宅を含む。

図1 総住宅数・総世帯数・1世帯当たりの住宅数・1世帯当たりの人員の推移(昭和33年～平成25年)



(2) 居住世帯の有無

総住宅数の13.9%が空き家

総住宅数が総世帯数を上回る状態の中、総住宅数の内訳を居住世帯の有無別にみると、「居住世帯のある住宅」は265.2千戸で、総住宅数の85.7%となり、空き家、建築中の住宅などの「居住世帯のない住宅」は44.4千戸で、14.3%となっている。

表2 居住の有無別住宅数(昭和58年～平成25年)

区分	総数	居住世帯あり				計	一時現在のみの	居住世帯なし					建築中
		計	同居世帯あり		計			空き家					
			同居世帯あり	同居世帯なし				小計	二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他	
実数													
昭和58年	221.8	202.7	0.5	202.2	19.0	2.2	16.2	1.1	7.2 ※	-	7.9	0.7	
63年	237.7	215.4	0.8	214.6	22.3	2.2	19.1	1.8	8.6 ※	-	8.7	1.0	
平成5年	250.9	227.9	0.6	227.4	23.0	1.5	20.6	2.4	9.0 ※	-	9.3	0.9	
10年	274.8	244.3	0.6	243.8	30.4	1.5	28.1	1.7	13.8 ※	-	12.6	0.8	
15年	293.0	252.7	0.8	251.8	40.3	1.0	38.3	2.1	19.3 ※	1.2	15.8	1.0	
20年	308.7	259.7	0.6	259.1	49.0	1.8	46.7	1.2	24.1 ※	0.9	20.5	0.6	
25年	309.6	265.2	0.7	264.6	44.4	0.7	43.0	1.2	18.8 ※	0.5	22.5	0.6	
割合													
昭和58年	100.0	91.4	0.2	91.2	8.6	1.0	7.3	0.5	3.2 ※	-	3.6	0.3	
63年	100.0	90.6	0.3	90.3	9.4	0.9	8.0	0.8	3.6 ※	-	3.7	0.4	
平成5年	100.0	90.8	0.2	90.6	9.2	0.6	8.2	1.0	3.6 ※	-	3.7	0.4	
10年	100.0	88.9	0.2	88.7	11.1	0.5	10.2	0.6	5.0 ※	-	4.6	0.3	
15年	100.0	86.2	0.3	85.9	13.8	0.3	13.1	0.7	6.6 ※	0.4	5.4	0.3	
20年	100.0	84.1	0.2	83.9	15.9	0.6	15.1	0.4	7.8 ※	0.3	6.6	0.2	
25年	100.0	85.7	0.2	85.5	14.3	0.2	13.9	0.4	6.1 ※	0.2	7.3	0.2	
増減数													
昭和58～63年	15.9	12.7	0.3	12.4	3.3	0.0	2.9	0.7	1.4 ※	-	0.8	0.3	
63年～平成5年	13.2	12.5	-0.2	12.8	0.7	-0.7	1.5	0.6	0.4 ※	-	0.6	-0.1	
平成5年～10年	23.9	16.4	0.0	16.4	7.4	0.0	7.5	-0.7	4.8 ※	-	3.3	-0.1	
10～15年	18.2	8.4	0.2	8.0	9.9	-0.5	10.2	0.4	6.7 ※	-	3.2	0.2	
15～20年	15.7	7.0	-0.2	7.3	8.7	0.8	8.4	-0.9	4.8 ※	-0.3	4.7	-0.4	
20～25年	0.9	5.5	0.1	5.5	-4.6	-1.1	-3.7	0.0	-5.3 ※	-0.4	2.0	0.0	
増減率(%)													
昭和58～63年	7.2	6.3	60.0	6.1	17.4	0.0	17.9	63.6	19.4 ※	-	10.1	42.9	
63年～平成5年	5.6	5.8	-25.0	6.0	3.1	-31.8	7.9	33.3	4.7 ※	-	6.9	-10.0	
平成5年～10年	9.5	7.2	0.0	7.2	32.2	0.0	36.4	-29.2	53.3 ※	-	35.5	-11.1	
10～15年	6.6	3.4	33.3	3.3	32.6	-33.3	36.3	23.5	48.6 ※	-	25.4	25.0	
15～20年	5.4	2.8	-25.0	2.9	21.6	80.0	21.9	-42.9	24.9 ※	-25.0	29.7	-40.0	
20～25年	0.3	2.1	16.7	2.1	-9.4	-61.1	-7.9	0.0	-22.0 ※	-44.4	9.8	0.0	

※は、賃貸用に売却用を含む。

「居住世帯のない住宅」のうち「空き家」の推移をみると、昭和 33 年には 2.0 千戸となっているが、その後の 50 年間増加し続けていたが、平成 25 年は 43.0 千戸と平成 20 年と比べて 3.7 千戸減少した。また、空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は、昭和 33 年は 1.3%となっていたが、平成 10 年に 10%を超え、平成 25 年には 13.9%となっている。

空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が 18.8 千戸（空き家全体の 43.7%）、「売却用の住宅」が 0.5 千戸（同 1.2%）で、供給可能な住宅が半数弱を占めている。また、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅などの「その他の住宅」が 22.5 千戸（同 52.3%）となっており、平成 20 年と比べると、空き家の内訳のうち「その他の住宅」だけが 2.0 千戸増加している。

なお、全国の空き家率は 13.5%であり、都道府県別にみると、福井県は第 26 位となっている。

図 2 空き家数および空き家率(昭和 33 年～平成 25 年)

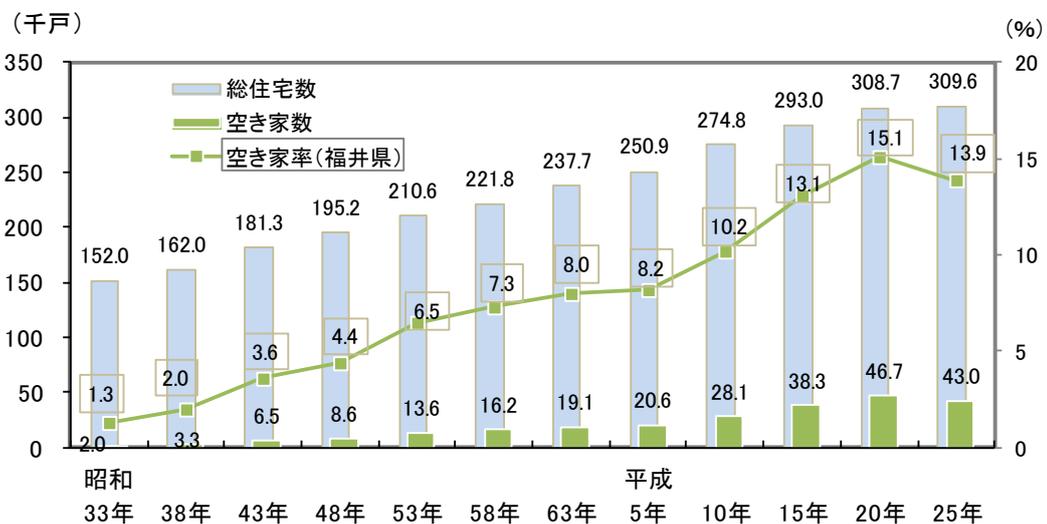
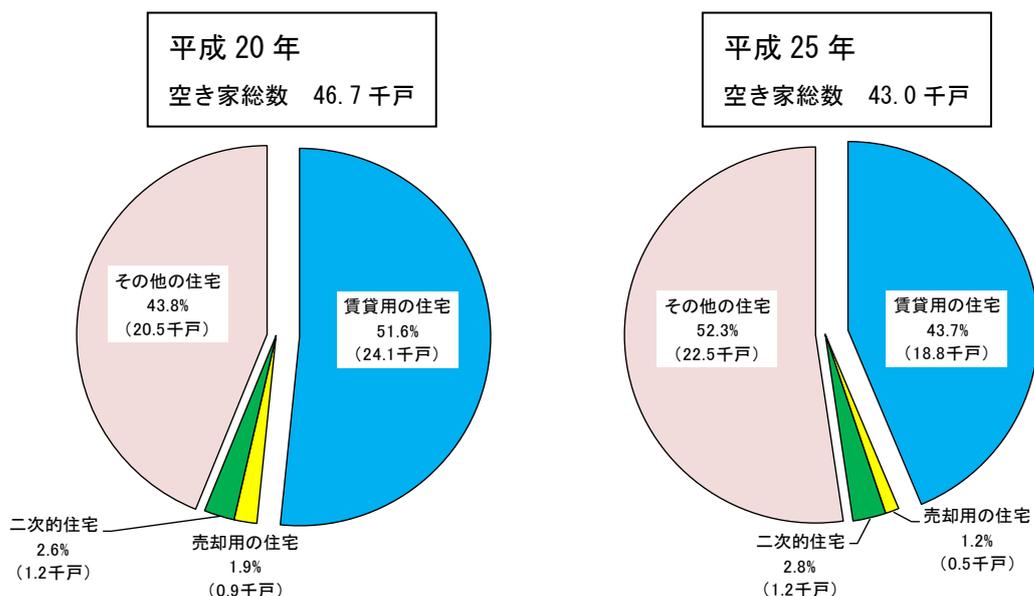


図 3 空き家の種類別内訳(平成 20・25 年)



2 住宅の現状

ここでは、住宅の中でも「居住世帯のある住宅」（以下、「住宅」という。）265.2千戸について、住宅の状況をみることにする。

(1) 住宅の種類

居住世帯のある住宅の96.3%が専用住宅

居住世帯のある住宅265.2千戸で、これを住宅の種類別にみると、居住専用に建築された「専用住宅」が255.5千戸で住宅全体に占める割合96.3%、居住部分が農林漁業や店舗等の事業用部分と結合している「店舗その他の併用住宅」が9.7千戸（同3.7%）となっており、専用住宅が大半を占めている。

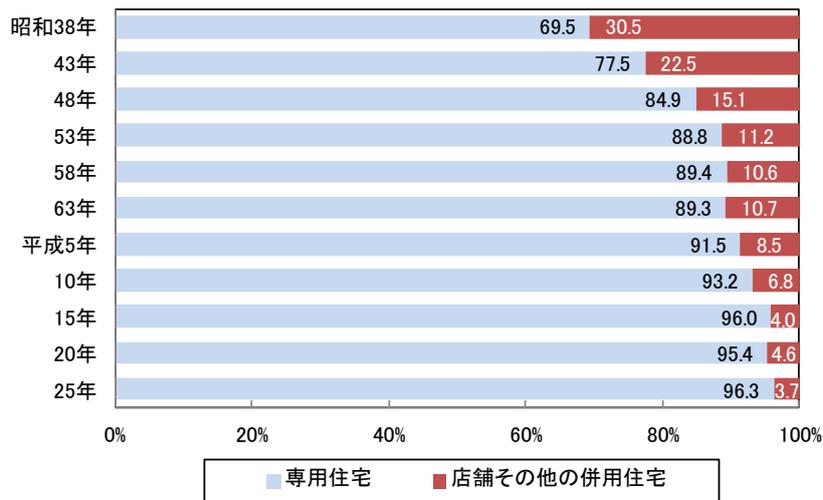
昭和38年は「専用住宅」の割合が69.5%と約7割を占めていたが、それ以降「専用住宅」の割合は上昇し、平成25年は96.3%まで上昇した。

表3 住宅の種類別住宅数（昭和38年～平成25年）

年次	総数	住宅の種類	
		専用住宅	店舗その他の併用住宅※
実数			
昭和38年	157.0	109.0	47.8
43年	172.4	133.6	38.8
48年	183.7	155.8	27.8
53年	194.6	172.7	21.8
58年	202.7	181.2	21.5
63年	215.4	192.3	23.1
平成5年	227.9	208.6	19.4
10年	244.3	227.7	16.6
15年	252.7	242.6	10.1
20年	259.7	247.7	12.0
25年	265.2	255.5	9.7
増減数			
昭和38～43年	15.4	24.6	-9.0
43～48年	11.3	22.2	-11.0
48～53年	10.9	16.9	-6.0
53～58年	8.1	8.5	-0.3
58～63年	12.7	11.1	1.6
63年～平成5年	12.5	16.3	-3.7
平成5年～10年	16.4	19.1	-2.8
10～15年	8.4	14.9	-6.5
15～20年	7.0	5.1	1.9
20～25年	5.5	7.8	-2.3
増減率			
昭和38～43年	9.8	22.6	-18.8
43～48年	6.5	16.6	-28.4
48～53年	5.9	10.8	-21.6
53～58年	4.2	4.9	-1.4
58～63年	6.3	6.1	7.4
63年～平成5年	5.8	8.5	-16.0
平成5年～10年	7.2	9.2	-14.4
10～15年	3.4	6.5	-39.2
15～20年	2.8	2.1	18.8
20～25年	2.1	3.1	-19.2

※ 昭和38年は「農漁業併用住宅」「商工業併用住宅」「その他の併用住宅」の、昭和43年から平成10年までは「農林漁業併用住宅」「店舗その他の併用住宅」の合計。平成15年からは、「専用住宅」と「店舗その他の併用住宅」の2区分で調査している。

図4 住宅の種類別割合(不詳を除く)(昭和38年～平成25年)



(2) 住宅の建て方、構造、階数

住宅の78.5%が一戸建、77.5%が木造

住宅の状況を建て方別にみると、「一戸建」が208.1千戸で住宅全体の78.5%を占めており、「長屋建」が3.9千戸(同1.5%)、「共同住宅」が51.5千戸(同19.4%)、「その他」が1.7千戸(同0.6%)となっている。

平成20年と比べると、住宅総数では5.5千戸(2.1%)増となったものの、「一戸建」は0.5千戸(0.2%)減となり、昭和38年以降初めて減少した。一方、「共同住宅」は5.1千戸(11.0%)増となり、平成20年を除き増加を続けている。また、「長屋建」は昭和53年以降減少し続けていたが、平成25年は0.2千戸(5.4%)増となった。

なお、住宅全体に占める一戸建の割合は、全国が54.9%で、都道府県別にみると、秋田県の81.0%が最も高く、次いで山形県が79.8%、富山県が79.7%と続き、福井県が第4位(平成20年は第2位)となっている。

また、住宅全体に占める共同住宅の割合は、全国が42.4%で、都道府県別にみると、秋田県が17.2%と最も低く、次いで山形県が18.4%、富山県が18.8%と続き、福井県が第43位(平成20年は第46位)となっている。

図5 住宅の建て方別割合の推移(昭和38年～平成25年)

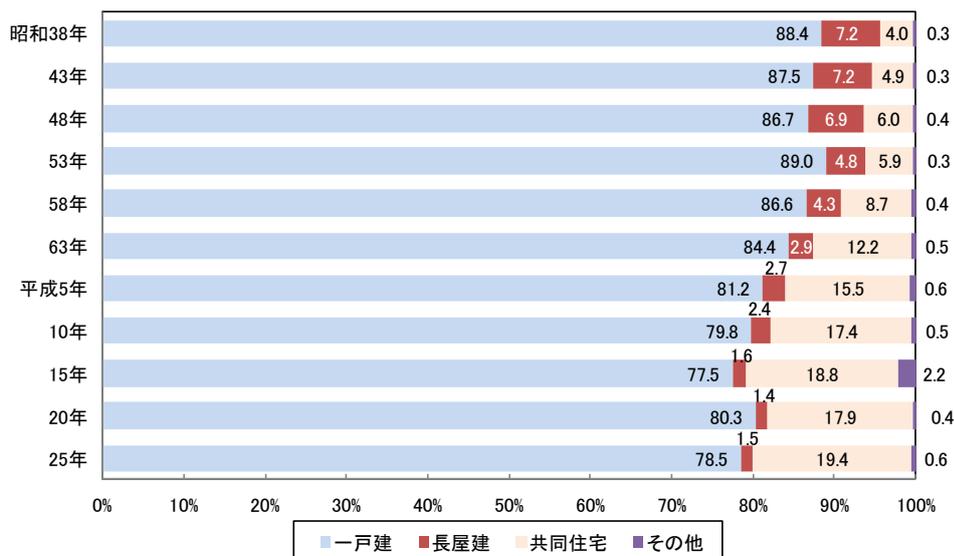


表4 建て方別住宅数(昭和38年～平成25年)

(単位:千戸、%)

年次	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
実数					
昭和38年	157.0	139.1	11.3	6.4	0.5
43年	172.4	150.8	12.5	8.5	0.6
48年	183.7	159.3	12.7	11.0	0.7
53年	194.6	173.2	9.4	11.5	0.5
58年	202.7	175.5	8.7	17.6	0.9
63年	215.4	181.9	6.3	26.2	1.0
平成5年	227.9	185.1	6.1	35.3	1.4
10年	244.3	195.0	5.8	42.4	1.1
15年	252.7	195.8	4.0	47.4	5.5
20年	259.7	208.6	3.7	46.4	1.0
25年	265.2	208.1	3.9	51.5	1.7
増減数					
昭和38～43年	15.4	11.7	1.2	2.2	0.1
43～48年	11.3	8.5	0.2	2.5	0.1
48～53年	10.9	13.9	-3.3	0.5	-0.2
53～58年	8.1	2.3	-0.7	6.1	0.4
58～63年	12.7	6.4	-2.4	8.6	0.1
63年～平成5年	12.5	3.2	-0.2	9.1	0.4
平成5年～10年	16.4	9.9	-0.3	7.1	-0.3
10～15年	8.4	0.8	-1.8	5.0	4.4
15～20年	7.0	12.8	-0.3	-1.0	-4.5
20～25年	5.5	-0.5	0.2	5.1	0.7
増減率					
昭和38～43年	9.8	8.4	10.4	34.3	11.3
43～48年	6.5	5.6	1.8	29.0	18.6
48～53年	5.9	8.7	-26.0	4.5	-28.6
53～58年	4.2	1.3	-7.4	53.0	80.0
58～63年	6.3	3.6	-27.6	48.9	11.1
63年～平成5年	5.8	1.8	-3.2	34.7	40.0
平成5年～10年	7.2	5.3	-4.9	20.1	-21.4
10～15年	3.4	0.4	-31.0	11.8	400.0
15～20年	2.8	6.5	-7.5	-2.1	-81.8
20～25年	2.1	-0.2	5.4	11.0	70.0

住宅を階数（建物全体の階数）別にみると、一戸建は「2階建以上」が200.9千戸（一戸建全体に占める割合96.5%）、長屋建は「2階建以上」が3.0千戸（長屋建全体に占める割合76.9%）となっている。

また、共同住宅は「1・2階建」が21.1千戸（共同住宅全体の41.0%）、「3～5階建」が23.6千戸（同45.8%）、「6階建以上」が6.8千戸（同13.2%）となっている。また、昭和58年以降、「1・2階建」および「6階建以上」の住宅数は増加しているが、「3～5階建」は平成10年をピークに減少している。また、平成20年からの階数別の増減率をみると、「1・2階建」が33.5%増となっており、低層の共同住宅が増加している。

表5 住宅の構造、建て方、階数別住宅数(平成20年、平成25年)

		(単位:千戸)												
		総数	一戸建			長屋建			共同住宅					
			1階建	2階建以上	1階建	2階建以上	1階建	2階建	3～5階建	6階建以上				
平成25年	住宅総数	265.2	208.1	7.2	200.9	3.9	0.9	3.0	51.5	0	21.1	23.6	6.8	
	木造 (防火木造を含む)	205.4	196.1	6.9	189.1	3.1	0.8	2.3	5.5	0	5.3	0.2	0	
	非木造	59.8	12.1	0.3	11.7	0.9	0.2	0.7	46.0	0	15.8	23.4	6.8	
平成20年	住宅総数	259.7	208.6	9.2	199.3	3.7	1.0	2.7	46.4	-	15.8	24.5	6.1	
	木造 (防火木造を含む)	204.2	196.6	9.1	187.4	2.6	0.9	1.7	4.6	-	4.5	0.1	-	
	非木造	55.5	12.0	0.0	11.8	1.2	0.1	1.0	41.8	-	11.3	24.4	6.1	

図6 共同住宅の階数別住宅数の推移(昭和53年～平成25年)

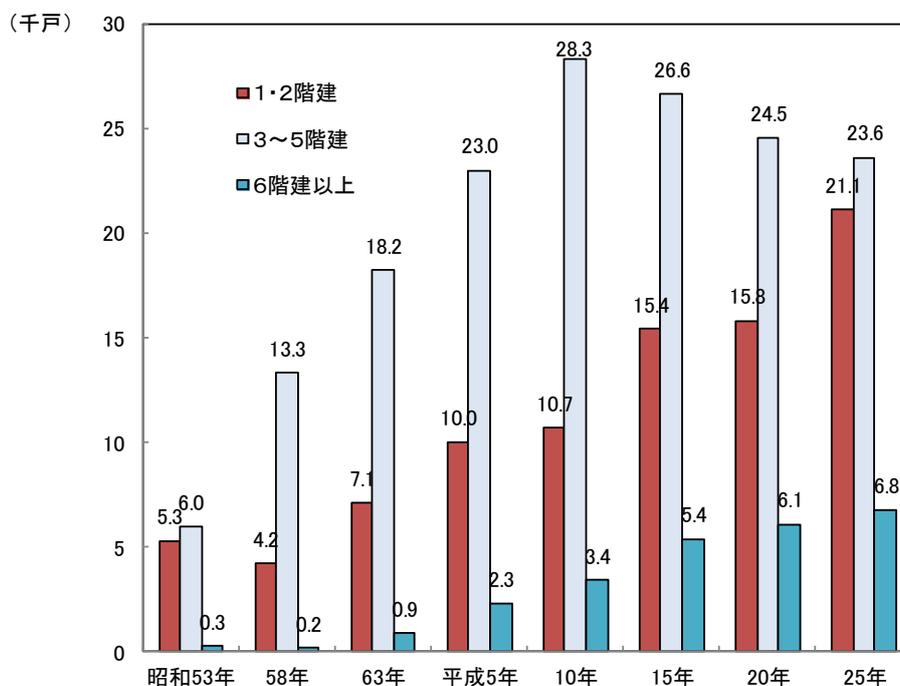
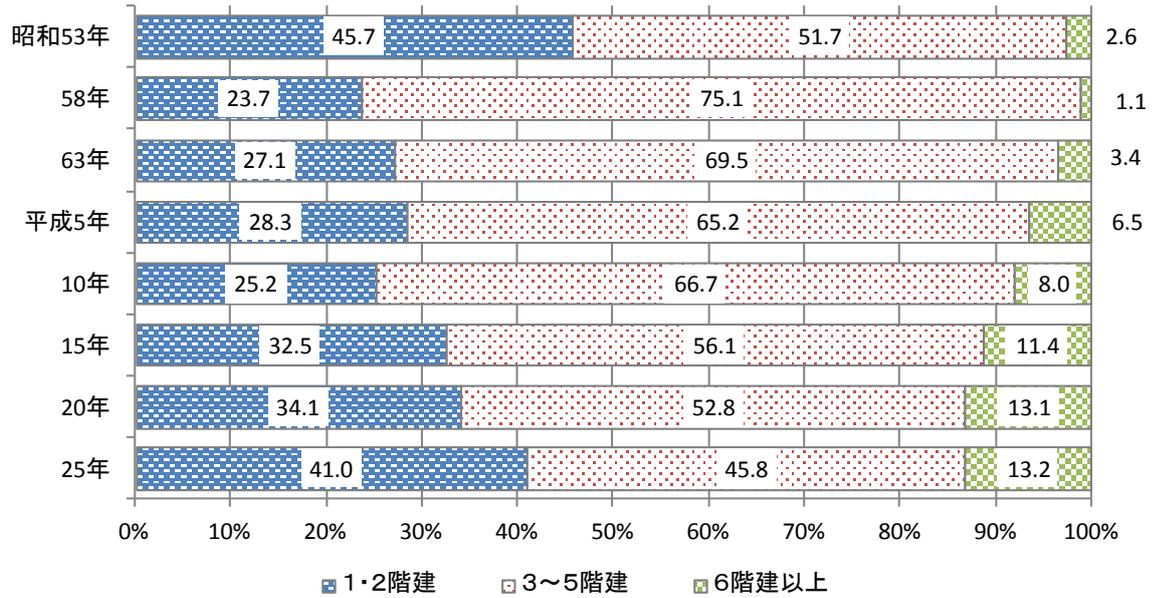


図7 共同住宅の階数別住宅数割合の推移(昭和53年～平成25年)



住宅を構造別にみると、「木造」(防火木造を含む)は205.4千戸(住宅全体に占める割合77.5%)で、「非木造」は59.8千戸(同22.5%)となっている。「木造」(防火木造を含む)の割合は、昭和53年の91.7%以降、平成20年を除いて低下が続いており、平成25年は平成20年に比べ1.1ポイント低下し、住宅の非木造化が進んでいる。

図8 住宅の構造別割合の推移(昭和53年～平成25年)

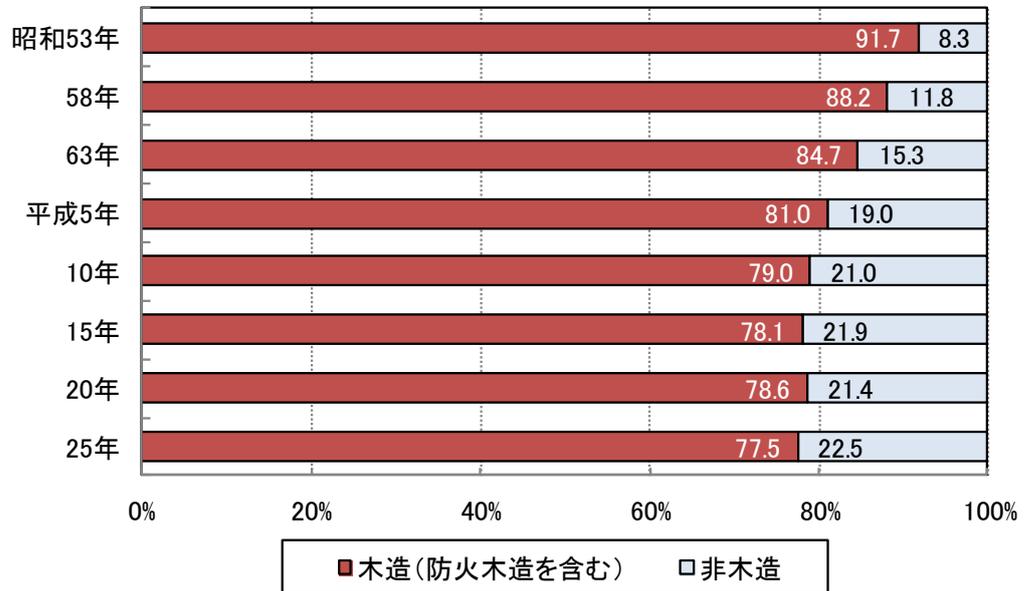


表 6 住宅の構造別住宅数(昭和 53 年～平成 25 年)

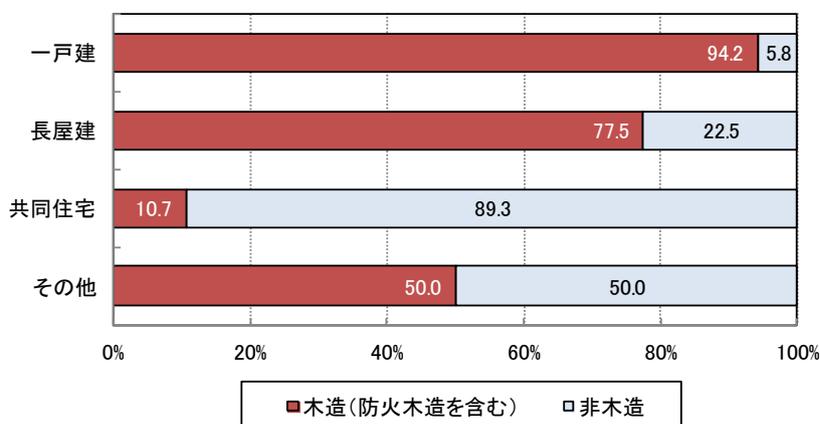
(単位:千戸、%)

年次	総数	木造			非木造			
		総数	木造 (防火木造 を除く)	防火木造	総数	鉄骨・鉄筋 コンクリー ト造	鉄骨造	その他※
実数								
昭和53年	194.6	178.4	162.8	15.6	16.2	13.9	-	2.3
58年	202.7	178.8	152.4	26.4	24.0	21.9	-	2.1
63年	215.4	182.4	155.6	26.8	33.0	31.2	-	1.8
平成5年	227.9	184.6	150.3	34.3	43.3	40.3	-	3.0
10年	244.3	193.0	112.6	80.4	51.3	49.4	-	1.9
15年	252.7	197.1	143.1	54.0	55.4	39.9	15.1	0.4
20年	259.7	204.2	133.3	70.9	55.5	40.3	15.0	0.2
25年	265.2	205.4	134.1	71.3	59.8	40.7	18.8	0.3
増減数								
昭和53～58年	8.1	0.4	-10.4	10.8	7.8	8.0	-	-0.2
58～63年	12.7	3.6	3.2	0.4	9.0	9.3	-	-0.3
63年～平成5年	12.5	2.2	-5.3	7.5	10.3	9.1	-	1.2
平成5年～10年	16.4	8.4	-37.7	46.1	8.0	9.1	-	-1.1
10～15年	8.4	4.1	30.5	-26.4	4.1	-9.5	-	-1.5
15～20年	7.0	7.1	-9.8	16.9	0.1	0.4	-0.1	-0.2
20～25年	5.5	1.2	0.8	0.4	4.3	0.4	3.8	0.1
増減率								
昭和53～58年	4.2	0.2	-6.4	69.2	48.1	57.6	-	-8.7
58～63年	6.3	2.0	2.1	1.5	37.5	42.5	-	-14.3
63年～平成5年	5.8	1.2	-3.4	28.0	31.2	29.2	-	66.7
平成5年～10年	7.2	4.6	-25.1	134.4	18.5	22.6	-	-36.7
10～15年	3.4	2.1	27.1	-32.8	8.0	-19.2	-	-78.9
15～20年	2.8	3.6	-6.8	31.3	0.2	1.0	-0.7	-50.0
20～25年	2.1	0.6	0.6	0.6	7.7	1.0	25.3	50.0

※平成 10 年までの「その他」は鉄骨造、レンガ造りなど、平成 15 年以降の「その他」については、ブロック造、レンガ造などを含む。

住宅の構造を建て方別にみると、一戸建では「木造(防火木造を含む)」が 196.1 千戸で一戸建全体の 94.2%と木造が 9 割以上を占めている。長屋建も「木造」が 3.1 千戸で、長屋建全体の 77.5%と木造が 7 割以上を占めている。これに対し、共同住宅では、「非木造」が 46.0 千戸で、共同住宅全体の 89.3%となっており、建て方により構造が大きく異なっている。

図 9 住宅の建て方別にみた構造別割合(平成 25 年)



(3) 住宅の建築の時期

(この項目は、建築の時期当時の住宅の状況ではなく、今回調査時に存在する住宅の状況に関する内容ですので、ご注意ください。)

昭和 56 年以降に建築された住宅は 163.6 千戸、住宅全体の 63.8%

住宅を建築時期別にみると、昭和 46 年～55 年に建築された住宅が最も多く、45.4 千戸（住宅全体に占める割合 17.7%）となっている。

耐震基準の見直しが行われた昭和 56 年以降に建築された住宅は 163.6 千戸（住宅全体に占める割合 63.8%）で、「一戸建」では 119.4 千戸（一戸建全体に占める割合 58.7%）、「長屋建」では 2.4 千戸（長屋建全体に占める割合 68.6%）、「共同住宅」では 40.9 千戸（共同住宅全体に占める割合 86.1%）となっている。

表 7 住宅の建て方別にみた 建築時期別住宅数および割合(平成 25 年)

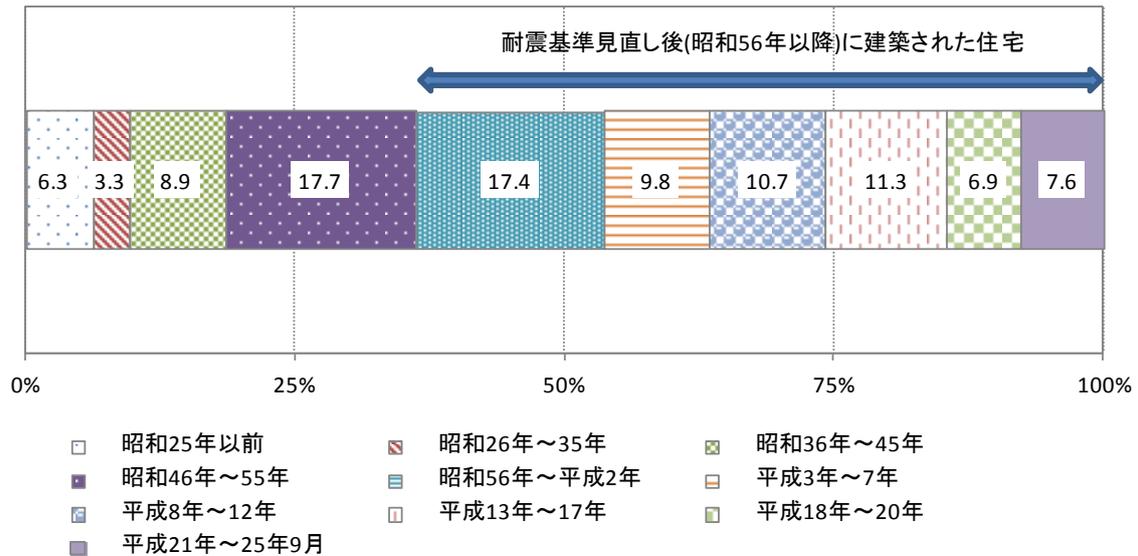
(単位:千戸, %)

	総 数		一戸建		長屋建		共同住宅	
		(構成比)		(構成比)		(構成比)		(構成比)
住 宅 総 数	265.2	100.0	208.1	100.0	3.9	100.0	51.5	100.0
昭 和 25 年 以 前	16.2	6.3	15.7	7.7	0.1	2.9	0.2	0.4
昭 和 26 年 ～ 35 年	8.4	3.3	8.1	4.0	0.1	2.9	0.2	0.4
昭 和 36 年 ～ 45 年	22.8	8.9	20.8	10.2	0.4	11.4	1.4	2.9
昭 和 46 年 ～ 55 年	45.4	17.7	39.7	19.5	0.5	14.3	4.8	10.1
昭 和 56 年 ～ 平 成 2 年	44.7	17.4	35.1	17.2	0.3	8.6	8.9	18.7
平 成 3 年 ～ 7 年	25.2	9.8	18.5	9.1	0.1	2.9	6.4	13.5
平 成 8 年 ～ 12 年	27.4	10.7	20.5	10.1	0.2	5.7	6.5	13.7
平 成 13 年 ～ 17 年	29.1	11.3	19.1	9.4	0.4	11.4	9.6	20.2
平 成 18 年 ～ 20 年	17.6	6.9	12.0	5.9	0.4	11.4	5.1	10.7
平 成 21 年	4.3	1.7	3.1	1.5	0.2	5.7	1.0	2.1
平 成 22 年	4.4	1.7	3.2	1.6	0.4	11.4	0.8	1.7
平 成 23 年	4.6	1.8	3.5	1.7	0.2	5.7	0.9	1.9
平 成 24 年	3.8	1.5	2.6	1.3	0.1	2.9	1.1	2.3
平 成 25 年 1 月 ～ 9 月	2.5	1.0	1.8	0.9	0.1	2.9	0.6	1.3

※ 総数には、住宅の建て方区分の「その他」、また住宅の建築時期別の「不詳」も含む。

※ 構成比は、住宅の建築時期の「不詳」を除いて算出されている。

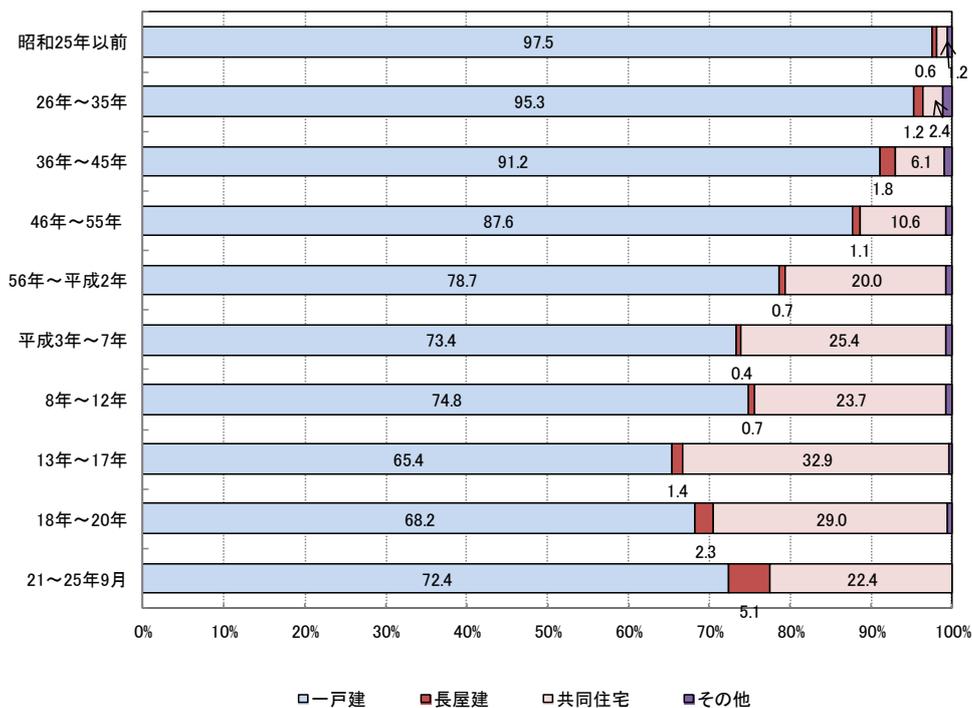
図 10 住宅の建築時期別割合(平成 25 年)



注)住宅の建築時期「不詳」は除く。

また、建築の時期別に住宅の建て方の割合をみると、昭和 25 年以前に建築された住宅は「一戸建」が 97.5%、「長屋建」は 0.6%、「共同住宅」が 1.2%となっており、一戸建が 9 割を占めている。その後建築された住宅では、一戸建の占める割合が低下し、共同住宅の割合が上昇していたが、平成 21 年以降に建築された住宅は、「一戸建」が 72.4%、「長屋建」が 5.1%、「共同住宅」が 22.4%となっており、一戸建の建築割合が 7 割を超え再び増加している。

図 11 住宅の建築の時期別にみた建て方の割合(平成 25 年)



※建築時期の「不詳」は除く。

また、住宅の構造別に建築時期をみると、木造（防火木造を含む）では、昭和56年以降の33年間に建築された住宅は117.7千戸（木造全体に占める割合58.8%）となっている。また、非木造では、同時期に建築された住宅が45.7千戸（非木造全体に占める割合81.5%）となっている。

表8 住宅の構造別にみた 建築時期別住宅数および割合(平成25年)

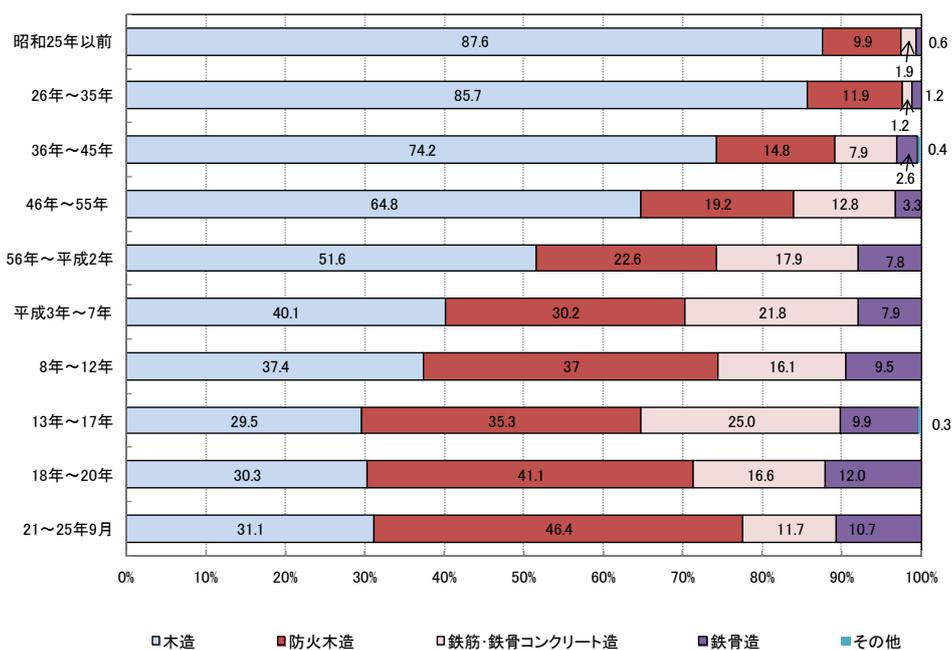
(単位:千戸, %)

住宅	総数	木造(防火木造を含む)								非木造					
		(構成比)		(構成比)		(構成比)		(構成比)		(構成比)		(構成比)		(構成比)	
		総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
住宅総数	265.2	100.0	205.4	100.0	134.1	100.0	71.3	100.0	59.8	100.0	40.7	100.0	18.8	100.0	
昭和25年以前	16.2	6.3	15.7	7.8	14.1	10.8	1.6	2.3	0.4	0.7	0.3	0.8	0.1	0.6	
昭和26年～35年	8.4	3.3	8.2	4.1	7.2	5.5	1.0	1.4	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.6	
昭和36年～45年	22.8	8.9	20.4	10.2	17.0	13.0	3.4	4.9	2.5	4.5	1.8	4.7	0.6	3.4	
昭和46年～55年	45.4	17.7	38.1	19.0	29.4	22.4	8.7	12.6	7.3	13.0	5.8	15.1	1.5	8.6	
昭和56年～平成2年	44.7	17.4	33.1	16.5	23.0	17.6	10.1	14.6	11.5	20.5	8.0	20.8	3.5	20.0	
平成3年～7年	25.2	9.8	17.7	8.8	10.1	7.7	7.6	11.0	7.5	13.4	5.5	14.3	2.0	11.4	
平成8年～12年	27.4	10.7	20.3	10.1	10.2	7.8	10.1	14.6	7.0	12.5	4.4	11.5	2.6	14.9	
平成13年～17年	29.1	11.3	18.9	9.4	8.6	6.6	10.3	14.9	10.3	18.4	7.3	19.0	2.9	16.6	
平成18年～20年	17.6	6.9	12.5	6.2	5.3	4.0	7.2	10.4	5.0	8.9	2.9	7.6	2.1	12.0	
平成21年	4.3	1.7	3.3	1.6	1.3	1.0	2.0	2.9	1.1	2.0	0.6	1.6	0.5	2.9	
平成22年	4.4	1.7	3.8	1.9	1.4	1.1	2.4	3.5	0.7	1.2	0.3	0.8	0.4	2.3	
平成23年	4.6	1.8	3.7	1.8	1.5	1.1	2.2	3.2	0.8	1.4	0.3	0.8	0.5	2.9	
平成24年	3.8	1.5	2.5	1.2	1.1	0.8	1.4	2.0	1.2	2.1	0.7	1.8	0.5	2.9	
平成25年1月～9月	2.5	1.0	1.9	0.9	0.8	0.6	1.1	1.6	0.6	1.1	0.4	1.0	0.2	1.1	

※ 総数には、住宅の建築時期「不詳」が含まれる。
 非木造には、構造区分「その他」が含まれる。
 構成比は、建築の時期「不詳」を除いて算出されている。

なお、平成21年以降に建築された住宅を構造別にみると、木造（防火木造を含む）が77.5%、非木造が22.4%となっている。

図12 住宅の建築の時期別にみた構造の割合(平成25年)



(4) 住宅の所有関係

持ち家住宅率は76.5%、一戸建の95.1%が持ち家

住宅を所有関係別にみると、「持ち家」が203.0千戸で、住宅全体に占める割合（持ち家住宅率）は76.5%となり、平成20年の200.9千戸（同77.4%）に比べて2.1千戸増加したが、持ち家住宅率は0.9ポイント低下した。持ち家住宅率は、昭和53年以降低下し続けていたなか、平成15年および20年は連続して上昇したものの、平成25年に再び低下した。

「借家」は59.0千戸で、平成20年の54.2千戸に比べて4.8千戸増加した。借家の内訳をみると、「民営借家」が47.1千戸（住宅全体に占める割合17.8%）と最も多く、次いで「公営の借家」5.8千戸（同2.2%）、「給与住宅」5.6千戸（同2.1%）、「都市再生機構・公社の借家」0.5千戸（同0.2%）となっている。

なお、全国の持ち家住宅率は61.7%で、都道府県別にみると、富山県が79.4%と最も高く、次いで秋田県が78.1%、山形県が76.7%、福井県が第4位となっている。

表9 所有関係別住宅数(昭和48年～平成25年)

	総数	持ち家	借家				
			総数	公営の借家	都市再生機構・公社の借家	民営借家	給与住宅
(単位:千戸、%)							
実数							
昭和48年	183.7	148.4	35.2	8.4	1.1	20.4	5.4
53年	194.6	159.1	35.4	8.4	0.7	20.4	5.9
58年	202.7	163.1	39.5	10.4	1.1	22.1	5.8
63年	215.4	170.9	44.4	8.5	1.1	28.5	6.3
平成5年	227.9	174.4	53.5	10.0	1.2	32.8	9.5
10年	244.3	184.5	59.1	10.9	1.3	39.5	7.4
15年	252.7	192.2	57.5	8.5	1.5	40.1	7.4
20年	259.7	200.9	54.2	8.6	0.8	38.6	6.2
25年	265.2	203.0	59.0	5.8	0.5	47.1	5.6
増減数							
昭和48年～53年	10.9	10.7	0.2	0.0	-0.4	0.0	0.5
53年～58年	8.1	4.0	4.1	2.0	0.4	1.7	-0.1
58年～63年	12.7	7.8	4.9	-1.9	0.0	6.4	0.5
63年～平成5年	12.5	3.5	9.1	1.5	0.1	4.3	3.2
5年～10年	16.4	10.1	5.6	0.9	0.1	6.7	-2.1
10年～15年	8.4	7.7	-1.6	-2.4	0.2	0.6	0.0
15年～20年	7.0	8.7	-3.3	0.1	-0.7	-1.5	-1.2
20年～25年	5.5	2.1	4.8	-2.8	-0.3	8.5	-0.6
増減率							
昭和48年～53年	5.9	7.2	0.6	0.0	-36.4	0.0	9.3
53年～58年	4.2	2.5	11.6	23.8	57.1	8.3	-1.7
58年～63年	6.3	4.8	12.4	-18.3	0.0	29.0	8.6
63年～平成5年	5.8	2.0	20.5	17.6	9.1	15.1	50.8
5年～10年	7.2	5.8	10.5	9.0	8.3	20.4	-22.1
10年～15年	3.4	4.2	-2.7	-22.0	15.4	1.5	0.0
15年～20年	2.8	4.5	-5.7	1.2	-46.7	-3.7	-16.2
20年～25年	2.1	1.0	8.9	-32.6	-37.5	22.0	-9.7

※ 平成15年以前の「公団・公社の借家」は、「都市再生機構・公社の借家」で表記している。

※ 給与住宅とは、社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有または管理して、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅。(会社または雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。)この場合、家賃の支払の有無を問わない。

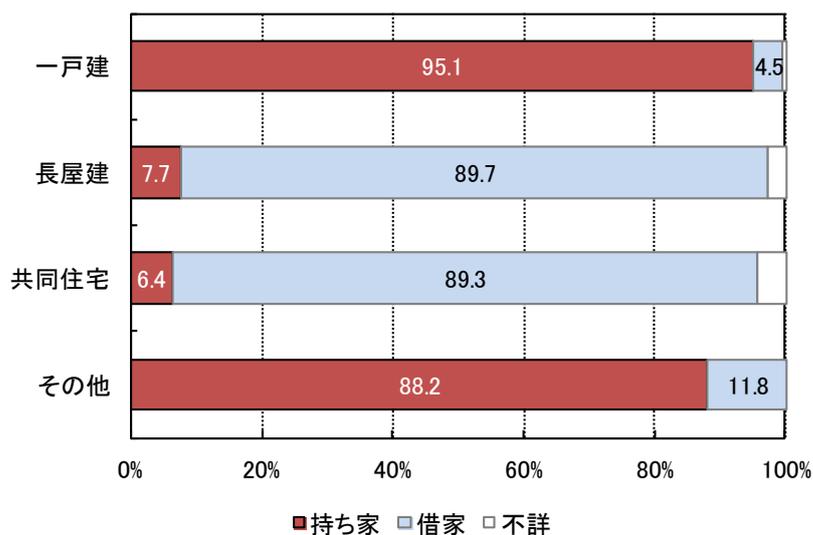
図 13 住宅の所有関係別割合(昭和 48 年～平成 25 年)



※ 平成 15 年以前の「公団・公社の借家」は、「都市再生機構・公社の借家」で表記している。

住宅の建て方別に所有関係の割合をみると、一戸建は「持ち家」が 95.1%、長屋建は 7.7%、共同住宅は 6.4%、その他は 88.2%となっており、一戸建では「持ち家」が、長屋建および共同住宅では「借家」が大半を占めている。

図 14 住宅の建て方別にみた 所有関係別住宅の割合(平成 25 年)



(5) 住宅の規模

専用住宅の借家の規模は持ち家の半分以下

居住専用に建築された「専用住宅」の1住宅当たりの規模をみると、居住室数は6.07室、居住室の畳数は44.11畳、延べ面積（居住室のほか玄関、トイレ、台所などを含めた住宅の床面積の合計）は143.83㎡となっている。平成20年はそれぞれ、6.24室、44.60畳、144.73㎡であり、この5年間に居住室数は0.17室、居住室の畳数は0.49畳、延べ面積は0.9㎡の減少となっている。

専用住宅の規模を住宅の所有の関係別にみると、持ち家では1住宅当たり居住室数が7.04室、居住室の畳数が51.56畳、延べ面積が171.58㎡となっているのに対し、借家ではそれぞれ2.86室、19.45畳、51.94㎡と、いずれも持ち家の50%以下となっている。

なお、全国では、専用住宅の1住宅当たりの居住室数が4.56室、居住室数の畳数が32.55畳、延べ面積が92.97㎡となっており、都道府県別にみると、富山県が居住室数、居住室の畳数、延べ面積のすべてについて第1位となっており、福井県はそれぞれ第2位、第3位、第2位となっている。

表10 1住宅当たり居住室数、居住室の畳数および延べ面積（平成20年、平成25年）

	平成20年			平成25年		
	1住宅当たり居住室数	1住宅当たり居住室の畳数	1住宅当たり延べ面積(㎡)	1住宅当たり居住室数	1住宅当たり居住室の畳数	1住宅当たり延べ面積(㎡)
住宅総数	6.27	44.97	147.99	6.10	44.35	146.16
持ち家	7.12	51.56	172.61	7.03	51.54	173.29
借家	3.13	20.56	56.67	2.88	19.59	52.78
専用住宅	6.24	44.60	144.73	6.07	44.11	143.83
持ち家	7.12	51.45	169.92	7.04	51.56	171.58
借家	3.11	20.33	55.48	2.86	19.45	51.94

延べ面積別に専用住宅数をみると、「150㎡以上」が102.0千戸と最も多く、専用住宅の39.9%を占めている。

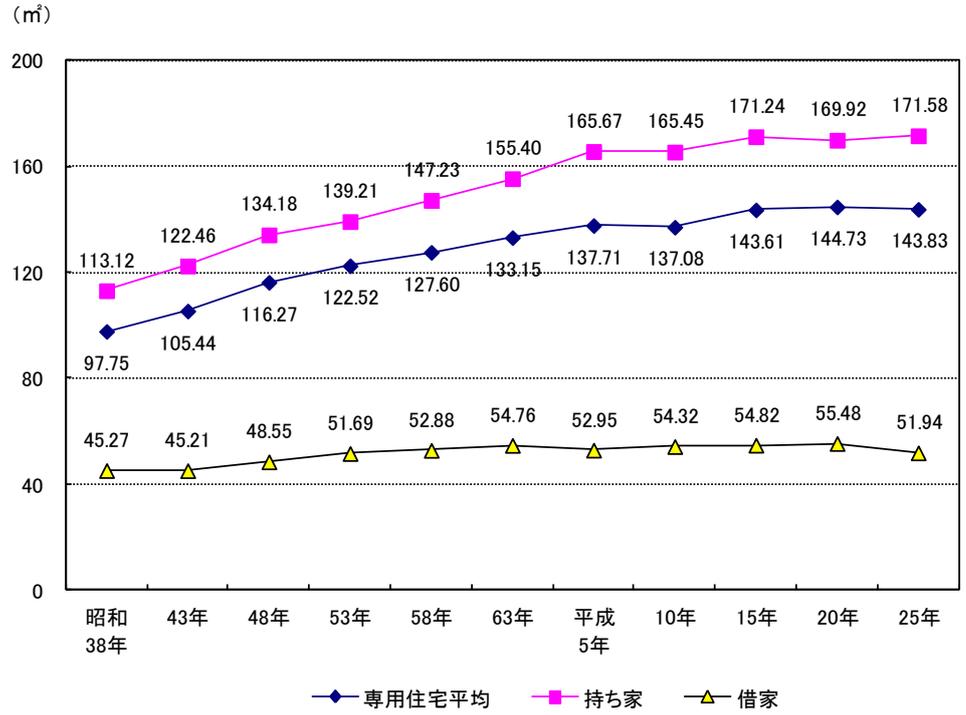
また、専用住宅の1住宅当たり延べ面積は、昭和38年以降、平成10年を除いて増加していたが、平成25年は143.83㎡と平成20年と比べて0.9㎡減少したが、50年前の昭和38年と比べて46.08㎡（47.1%）増加している。

表11 1住宅当たり延べ面積別住宅数および割合（平成25年）

(単位:千戸, %)

	総数	延べ面積					
		29㎡以下	30~49㎡	50~69㎡	70~99㎡	100~149㎡	150㎡以上
住宅総数	265.2	14.0	20.8	21.8	27.7	69.3	108.3
構成比	100.0	5.3	7.8	8.2	10.4	26.1	40.8
専用住宅	255.5	14.0	20.5	21.5	27.0	67.3	102.0
構成比	100.0	5.5	8.0	8.4	10.6	26.3	39.9

図 15 持ち家、借家別にみた専用住宅における 1 住宅当たり延べ面積(昭和 38 年～平成 25 年)



(6) 住宅の敷地面積

一戸建の持ち家の敷地面積は借家の2.4倍

一戸建の住宅の1住宅当たりの敷地面積は329.28㎡となっている。

これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家の338.18㎡に対し、借家は138.97㎡となっており、持ち家の敷地面積は借家の2.4倍の広さとなっている。また、敷地面積別に住宅数をみると、持ち家では敷地面積200㎡以上の住宅が62.9%と6割を超えているのに対し、借家は200㎡未満が82.7%と8割を超えている。

また、一戸建の借家を所有の関係別にみると、給与住宅が200.77㎡と借家の1.4倍、公営の借家が63.86㎡と借家の0.46倍となっている。

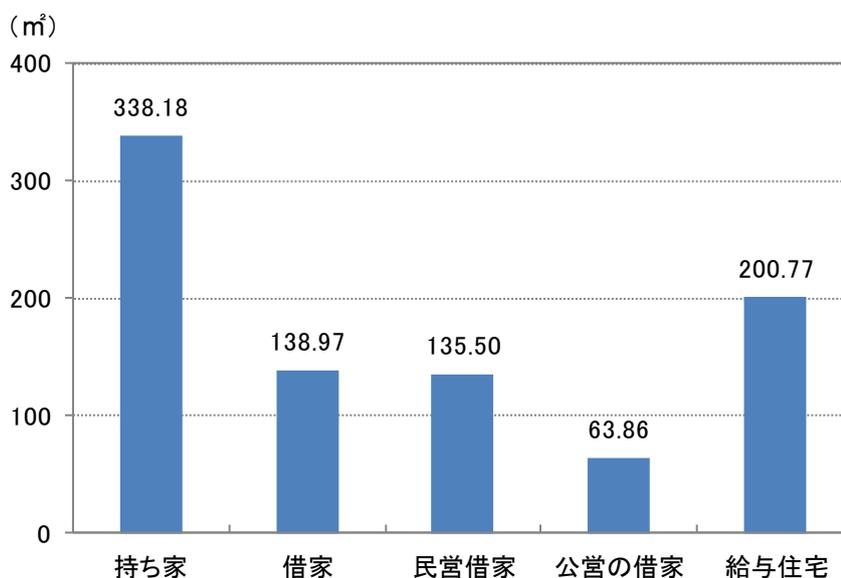
なお、全国の一戸建の住宅の1住宅当たりの敷地面積は271.63㎡となっている。

表12 一戸建の1住宅当たり敷地面積別の住宅数、1住宅当たり敷地面積(平成25年)

(単位:千戸, %)

	総数	敷地面積											1住宅当たり敷地面積(㎡)
		49㎡以下	50～74㎡	75～99㎡	100～149㎡	150～199㎡	200～299㎡	300～499㎡	500～699㎡	700～999㎡	1,000～1,499㎡	1,500㎡以上	
一戸建	208.1	1.6	6.0	10.2	23.3	40.0	51.7	41.6	14.6	10.4	5.8	2.1	329.28
構成比		0.8	2.9	4.9	11.2	19.2	24.8	20.0	7.0	5.0	2.8	1.0	
持ち家	197.9	0.9	4.1	8.3	21.4	38.8	50.7	41.2	14.4	10.3	5.8	2.1	338.18
構成比		0.5	2.1	4.2	10.8	19.6	25.6	20.8	7.3	5.2	2.9	1.1	
借家	9.3	0.7	1.9	1.9	2.0	1.2	0.9	0.4	0.1	0.1	0.0	-	138.97
構成比		7.5	20.4	20.4	21.5	12.9	9.7	4.3	1.1	1.1	0.0	-	

図16 一戸建住宅の1住宅当たり敷地面積(平成25年)



(7) 住宅の設備

高齢者等のための設備がある住宅は 57.1%

高齢者などに配慮した住宅設備をみると、設備がある住宅は 151.4 千戸（住宅全体の 57.1%）と平成 20 年の 140.1 千戸（同 53.9%）に比べ、11.3 千戸増加し、割合も 3.2 ポイント上昇している。

設備の内訳をみると、「手すりがある」住宅は 130.1 千戸（同 49.1%）となっており、平成 20 年の 117.5 千戸（同 45.2%）に比べ、3.9 ポイント上昇している。手すりの設置場所をみると、「階段」が 88.0 千戸（同 33.2%）と最も多く、次いで「トイレ」が 69.1 千戸（同 26.1%）、「浴室」が 66.8 千戸（同 25.2%）となっている。平成 20 年に比べ、それぞれ 3.1 ポイント、3.1 ポイント、2.6 ポイントの上昇となっている。

その他の設備では、「廊下などが車椅子で通行可能な幅」となっている住宅は 45.7 千戸（同 17.2%）、「段差のない屋内」となっている住宅は 53.7 千戸（同 20.2%）となっており、平成 20 年に比べ、それぞれ 0.3 ポイント、1.8 ポイントの上昇したものの、「またぎやすい高さの浴槽」がある住宅は 54.7 千戸（同 20.6%）となり、2.8 ポイント低下した。

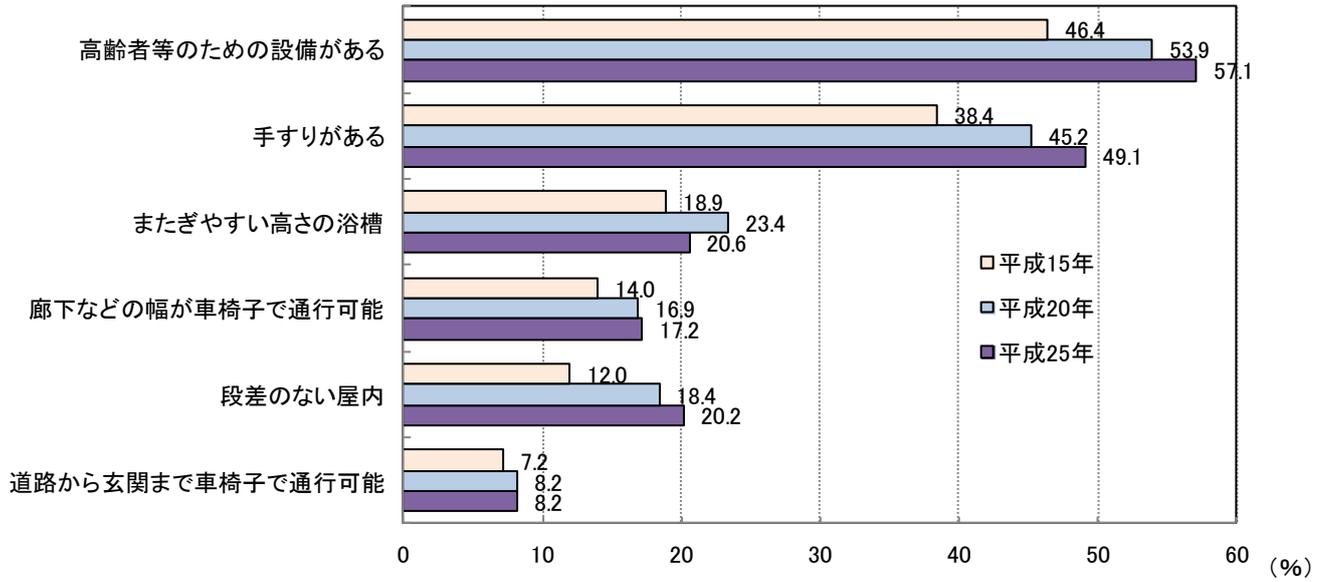
なお、全国では、高齢者等のための設備がある住宅の割合は 50.9%となっている。

表 13 高齢者等のための設備がある住宅数(平成 15 年～平成 25 年)

(単位:千戸, %)

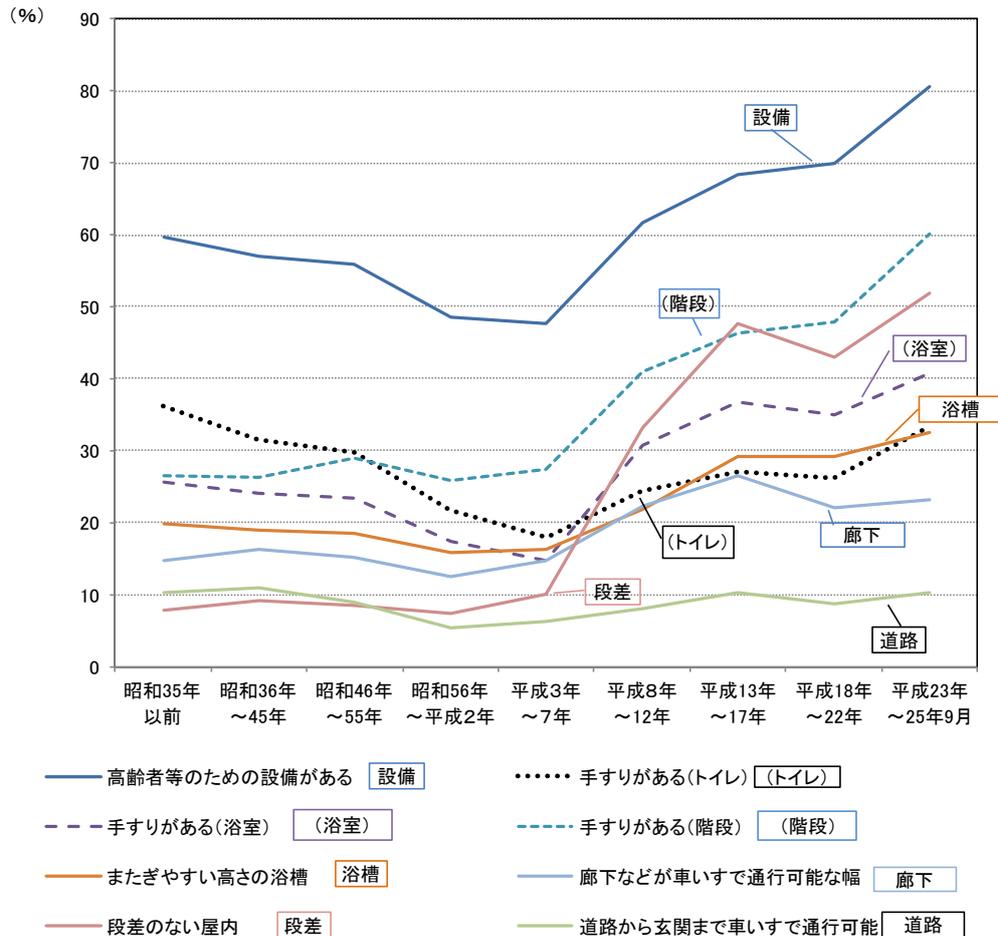
		平成15年		平成20年		平成25年	
			設備率		設備率		設備率
住宅総数		252.7		259.7		265.2	
総数		117.3	46.4	140.1	53.9	151.4	57.1
高齢者等のための設備がある	総数	97.0	38.4	117.5	45.2	130.1	49.1
	玄関	11.9	4.7	19.7	7.6	25.5	9.6
	トイレ	51.9	20.5	59.7	23.0	69.1	26.1
	浴室	45.9	18.2	58.6	22.6	66.8	25.2
	脱衣所	7.5	3.0	8.3	3.2	9.5	3.6
	廊下	11.3	4.5	13.6	5.2	17.2	6.5
	階段	60.4	23.9	78.2	30.1	88.0	33.2
	居室	4.9	1.9	2.5	1.0	3.7	1.4
	その他	1.4	0.6	2.1	0.8	2.1	0.8
	またぎやすい高さの浴槽	47.8	18.9	60.8	23.4	54.7	20.6
	廊下などの幅が車椅子で通行可能	35.4	14.0	44.0	16.9	45.7	17.2
段差のない屋内	30.3	12.0	47.8	18.4	53.7	20.2	
道路から玄関まで車椅子で通行可能	18.3	7.2	21.3	8.2	21.7	8.2	
高齢者等のための設備はない		132.4	52.4	115.0	44.3	110.6	41.7

図 17 高齢者等のための設備がある住宅の割合(平成 15 年～平成 25 年)



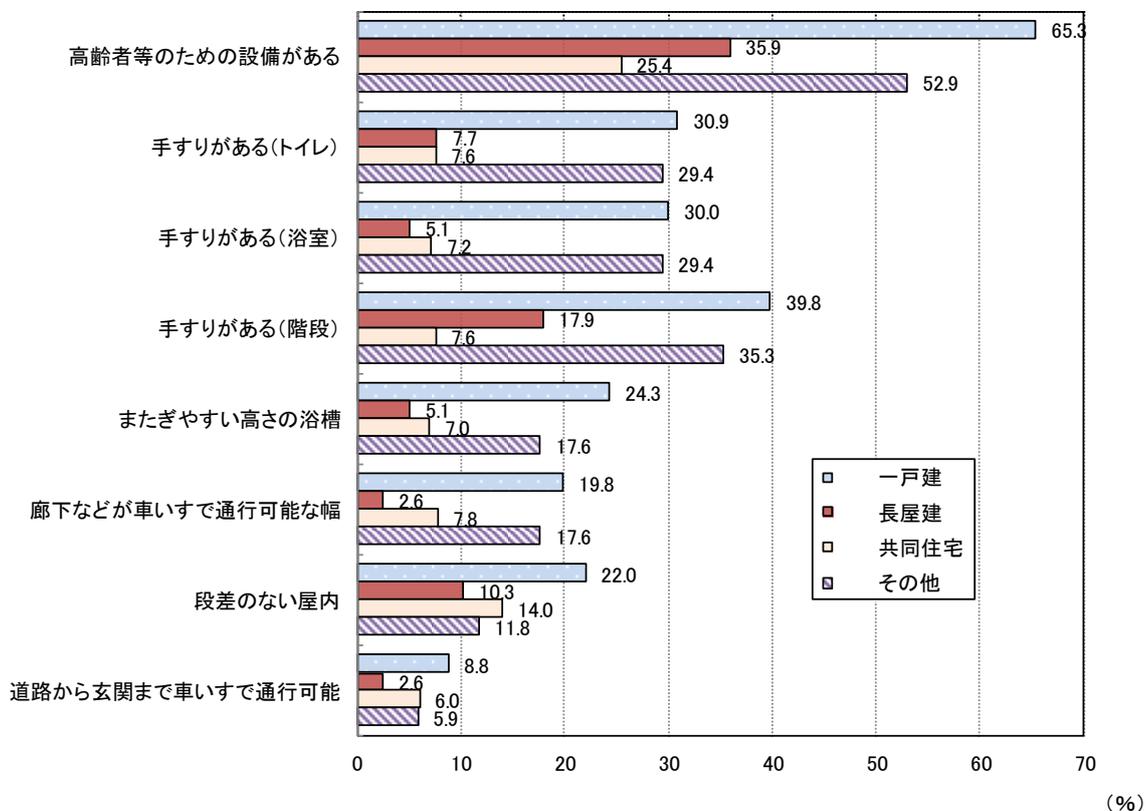
高齢者等のための設備がある住宅の割合を建築の時期別にみると、平成 23 年以降に建築された住宅が 80.6%と最も多く、平成 3 年～7 年に建築された住宅が 47.6%と最も低くなっている。

図 18 建築の時期別にみた高齢者等のための設備がある住宅割合(平成 25 年)



高齢者等のための設備がある住宅の割合を建て方別にみると、一戸建が65.3%、長屋建が35.9%、共同住宅が25.4%、その他が52.9%となっており、一戸建の割合が最も高くなっている。

図 19 建て方別にみた高齢者等のための設備がある住宅割合(平成 25 年)



太陽光を利用した発電機がある住宅の普及率は2.5倍、過去最高

省エネルギー設備等のある住宅についてみると、「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅は11.0千戸（住宅全体の4.1%）となっており、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は6.8千戸（同2.6%）、「二重サッシまたは複層ガラスの窓あり」の住宅は92.5千戸（同34.9%）となっている。

これを住宅の所有関係別にみると、持ち家では、「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅は10.7千戸（持ち家全体の5.3%）、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は6.7千戸（同3.3%）、「二重サッシまたは複層ガラスの窓あり」の住宅は85.4千戸（同42.1%）となっているのに対し、借家では、それぞれ0.3千戸（借家全体の0.5%）、0.1千戸（同0.2%）、7.2千戸（同12.2%）と、省エネルギー設備等を設置している住宅は、持ち家で多くなっている。

また、平成20年と比べると、「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅は3.7千戸（25.2%）減、「太陽光を利用した発電機あり」の住宅は4.1千戸（151.9%）増、「二重サッシまたは複層ガラスの窓あり」の住宅は22.8千戸（32.7%）増となっており、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅の増加率が高く、普及率は2.5倍の伸びとなっている。

なお、全国では、「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅の割合は4.2%、「太陽光を利用した発電機器あり」は3.0%、「二重サッシまたは複層ガラスの窓あり」25.2%となっている。

表14 住宅の所有関係、省エネルギー設備等別住宅数(平成15年～平成25年)

	総数 1)	省エネルギー設備等あり				
		太陽熱を利用した温水機器等あり	太陽光を利用した発電機器あり	二重サッシまたは複層ガラスの窓あり		
				総数	すべての窓にあり	一部の窓にあり
実数						
平成15年						
総数 2)	252.7	15.4	1.6	50.3	14.3	36.0
持ち家	192.2	14.9	1.4	46.4	12.7	33.7
借家	57.5	0.5	0.2	3.9	1.6	2.3
平成20年						
総数 2)	259.7	14.7	2.7	69.7	27.5	42.2
持ち家	200.9	14.2	2.6	64.0	24.0	40.0
借家	54.2	0.5	0.1	5.7	3.5	2.2
平成25年						
総数 2)	265.2	11.0	6.8	92.5	35.8	56.7
持ち家	203.0	10.7	6.7	85.4	32.1	53.3
借家	59.0	0.3	0.1	7.2	3.7	3.5
増減数						
平成15年～20年						
総数 2)	7.0	-0.7	1.1	19.4	13.2	6.2
持ち家	8.7	-0.7	1.2	17.6	11.3	6.3
借家	-3.3	0.0	-0.1	1.8	1.9	-0.1
平成20年～25年						
総数 2)	5.5	-3.7	4.1	22.8	8.3	14.5
持ち家	2.1	-3.5	4.1	21.4	8.1	13.3
借家	4.8	-0.2	0.0	1.5	0.2	1.3
増減率						
平成15年～20年						
総数 2)	2.8	-4.5	68.8	38.6	92.3	17.2
持ち家	4.5	-4.7	85.7	37.9	89.0	18.7
借家	-5.7	0.0	-50.0	46.2	118.8	-4.3
平成20年～25年						
総数 2)	2.1	-25.2	151.9	32.7	30.2	34.4
持ち家	1.0	-24.6	157.7	33.4	33.8	33.3
借家	8.9	-40.0	0.0	26.3	5.7	59.1

1) 省エネルギー設備等「不詳」を含む。

2) 住宅の所有関係「不詳」を含む。

図 20 省エネルギー設備等設置率(平成 15～25 年)

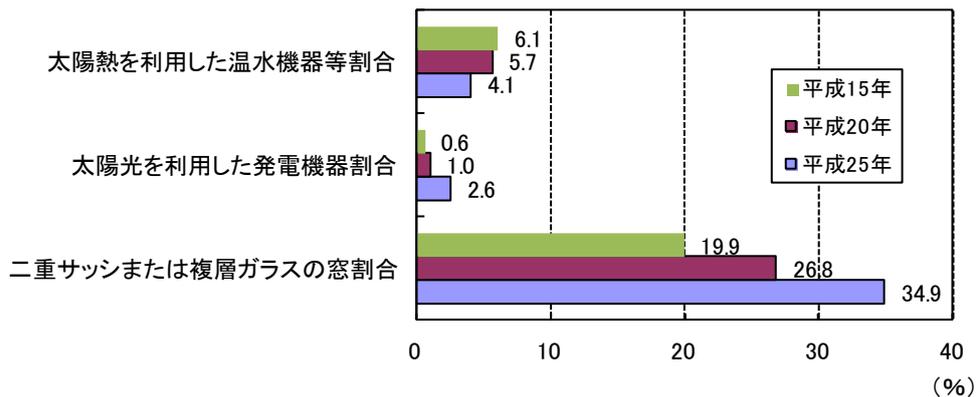
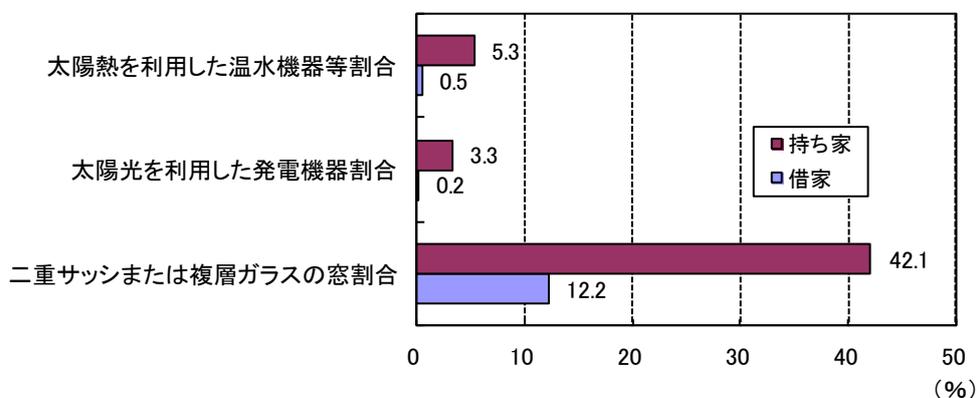


図 21 住宅の所有関係別省エネルギー設備等設置率(平成 25 年)

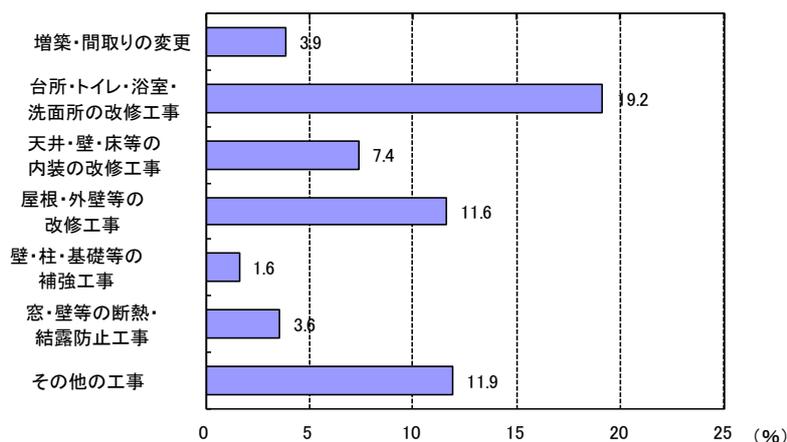


持ち家のうち、平成21年以降住宅の増改築・改修工事等が行われた住宅の割合は31.7%

持ち家のうち、平成21年1月以降に住宅の増改築・改修工事等が行われた住宅は64.3千戸で、持ち家全体の31.7%となっている。

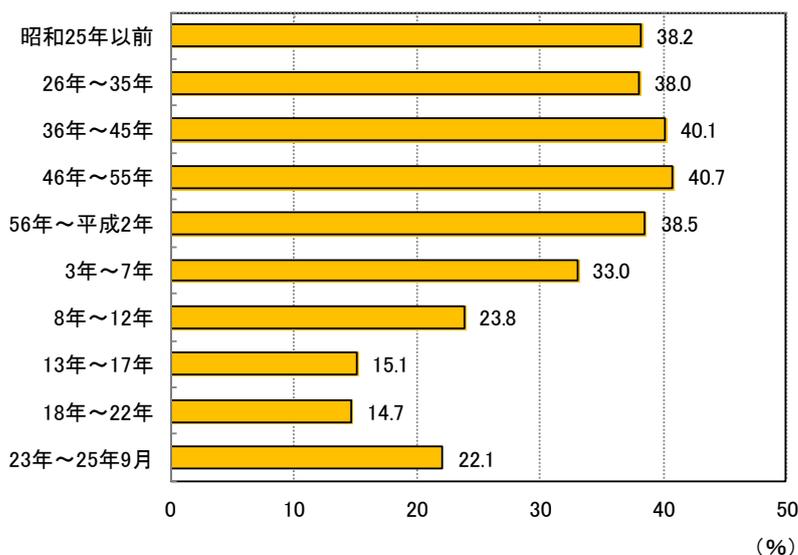
住宅の増改築・改修工事等が行われた住宅の工事の内訳をみると、「台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事」が持ち家全体の19.2%、「屋根・外壁等の改修工事」が11.6%、「天井・壁・床等の内装の改修工事」が7.4%、「増築・間取りの変更」が3.9%、「窓・壁等の断熱・結露防止工事」が3.6%、「壁・柱・基礎等の補強工事」が1.6%、「その他の工事」が11.9%となっている。

図22 平成21年以降の増改築・改修工事等の状況別持ち家の割合(平成25年)



また、平成21年1月以降に住宅の増改築・改修工事等が行われた住宅を建築の時期別にみると、昭和46年～55年に建築された住宅が40.7%と最も多くなっている。

図23 建築の時期別、平成21年以降に増改築・改修工事等が行われた持ち家の割合(平成25年)



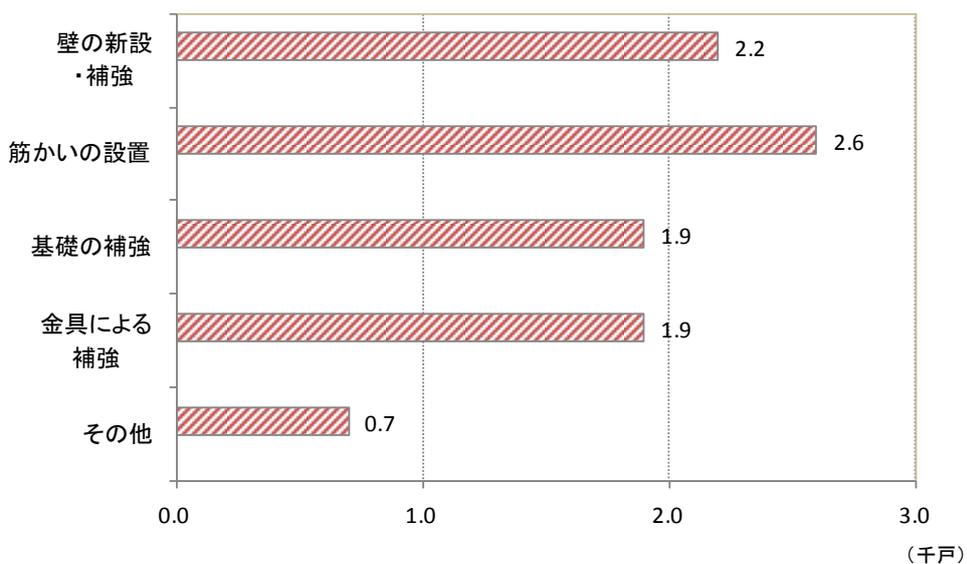
なお、全国では、持ち家のうち平成21年1月以降に住宅の増改築・改修工事等が行われた住宅の、持ち家全体に占める割合は28.8%となっている。

耐震診断が行われた住宅の割合は6.3%

持ち家のうち、平成21年以降に耐震診断が行われた住宅は12.7千戸で、持ち家全体の6.3%となっている。そのうち、耐震性が確保されていた住宅は10.7千戸で5.3%となっている。

持ち家のうち、平成21年以降に耐震改修工事が行われた住宅は4.7千戸で、持ち家全体の2.3%となっている。工事の内訳をみると、「壁の新設・補強」が2.2千戸（持ち家全体の1.1%）、「筋かいの設置」が2.6千戸（同1.3%）、「基礎の補強」が1.9千戸（同0.9%）、「金具による補強」が1.9千戸（同0.9%）、「その他」が0.7千戸（同0.3%）となっている。

図24 平成21年以降の耐震改修工事の状況別持ち家数（平成25年）



共同住宅のうちエレベーターありは 19.8%、オートロック式※は 18.3%

共同住宅のうち、エレベーターありの住宅は 10.2 千戸で、共同住宅全体の 19.8%となっており、平成 20 年の 21.1%に比べ、1.3 ポイントの低下となっている。

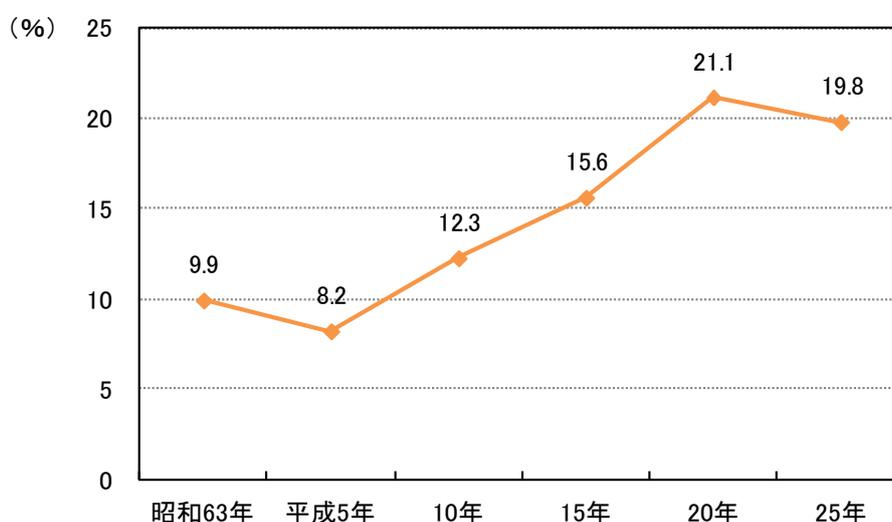
共同住宅のうち、オートロック式である住宅は 9.4 千戸で共同住宅全体の 18.3%、高齢者対応型共同住宅※は 3.7 千戸で共同住宅全体の 7.2%となっている。

なお、全国では、エレベーターありは 45.4%、オートロック式は 31.8%、高齢者対応型共同住宅は 17.2%となっている。

※「オートロック式」とは、建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要があるもの。

※「高齢者対応型共同住宅」とは、その敷地に接している道路から共同住宅内の各住宅の入り口まで、介助なしに車椅子いすで通行できる構造になっているもので、次の三つの要件をおおむね満たしているものをいう。① 道路から住棟内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。② エレベーターの入り口の幅が 80cm 以上あり、乗り場ボタンおよびエレベーター内の操作盤が車椅子利用者に配慮した設計になっていること。③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が 140cm 以上あること。

図25 エレベーターありの共同住宅の割合の推移(昭和63年～平成25年)



(8) 最寄りの生活関連施設までの距離

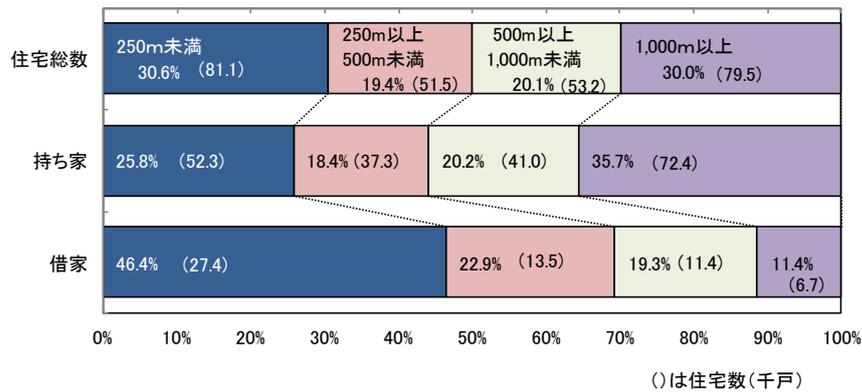
借家の 88.6%の住宅が医療機関まで1km未満

住宅について、最寄りの医療機関*（診療科目として内科、外科または小児科のいずれかを含む常設の病院・医院・診療所等）までの距離をみると、「250m未満」が81.1千戸（住宅全体の30.6%）となり、「250m以上500m未満」が51.5千戸（同19.4%）、「500m以上1,000m未満」が53.2千戸（同20.1%）となっており、1,000m未満の住宅が約7割を占めている。

これを持ち家および借家の別にみると、1,000m未満の世帯の割合は、持ち家（64.4%）が借家（88.6%）を下回っている。

※調査区の中心から最寄りの医療機関までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

図26 住宅の所有関係別にみた最寄りの医療機関までの距離別住宅の割合（平成25年）

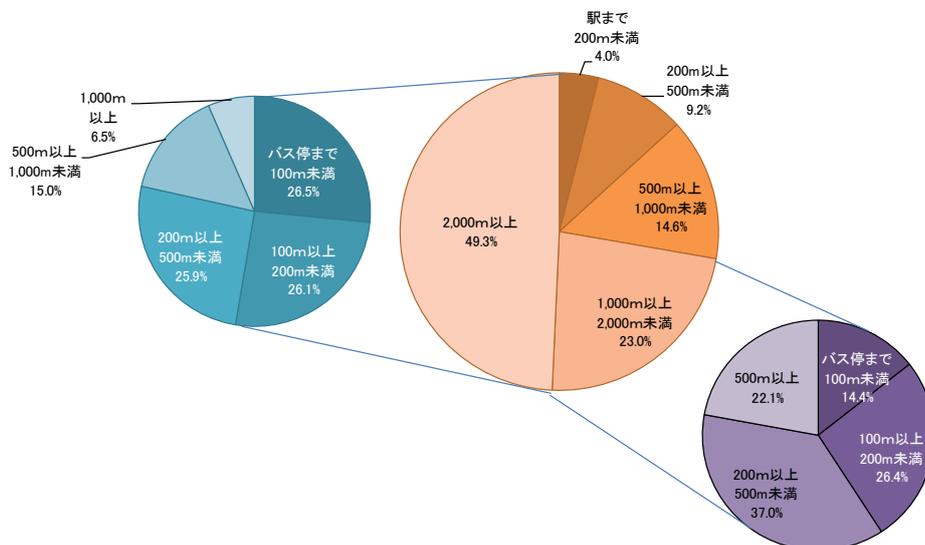


住宅について、最寄りの鉄道の駅*までの距離をみると、「200m未満」が10.5千戸（住宅全体の4.0%）となり、「200m以上500m未満」が24.5千戸（同9.2%）、「500m以上1,000m未満」が38.6千戸（同14.6%）となっており、1,000m以上の住宅が72.3%と7割を超えている。

また、最寄りの鉄道の駅までの距離が「1,000m以上2,000m未満」の住宅のうち最寄りのバス停までの距離が200m未満の住宅の割合は40.8%、最寄りの鉄道の駅までの距離が「2,000m以上」の住宅のうち最寄りのバス停までの距離が200m未満の住宅の割合は52.6%となっている。

※調査区の中心から最寄りの交通機関までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

図27 最寄りの交通機関までの距離別住宅の割合（平成25年）



世帯の居住状況

(1) 世帯の持ち家率

持ち家世帯率[※]は 76.3%

持ち家世帯率（持ち家に居住する主世帯の普通世帯全体に占める割合）は 76.3%となっており、平成 20 年の 77.2%に比べ、0.9 ポイント低下している。

なお、全国の持ち家世帯率は 61.5%となっている。

持ち家世帯率を世帯の年間収入階級別にみると、年間収入が高くなるにつれて持ち家世帯率が高くなる傾向にある。なお、世帯の年間収入階級別持ち家世帯率は、全ての年間収入階級で福井県が全国を上回っている。

また、家計を主に支える者の年齢階級別にみると、年齢階級が上がるにつれて持ち家世帯率が高くなる傾向にあり、50 歳以上では 8 割を超えている。年齢階級別の持ち家世帯率を平成 20 年と比べると、65 歳以上の各年齢階級では増加したが、その他の階級では減少した。

なお、家計を主に支える者の年齢階級別持ち家世帯率は、25 歳未満の階級を除く全ての年齢階級において福井県が全国を上回っている。

[※]この調査では、持ち家に居住する主世帯の普通世帯全体に占める割合を「持ち家世帯率」と定義し、「持ち家住宅率」と区別している。

図28 持ち家世帯率の推移(昭和43年～平成25年)

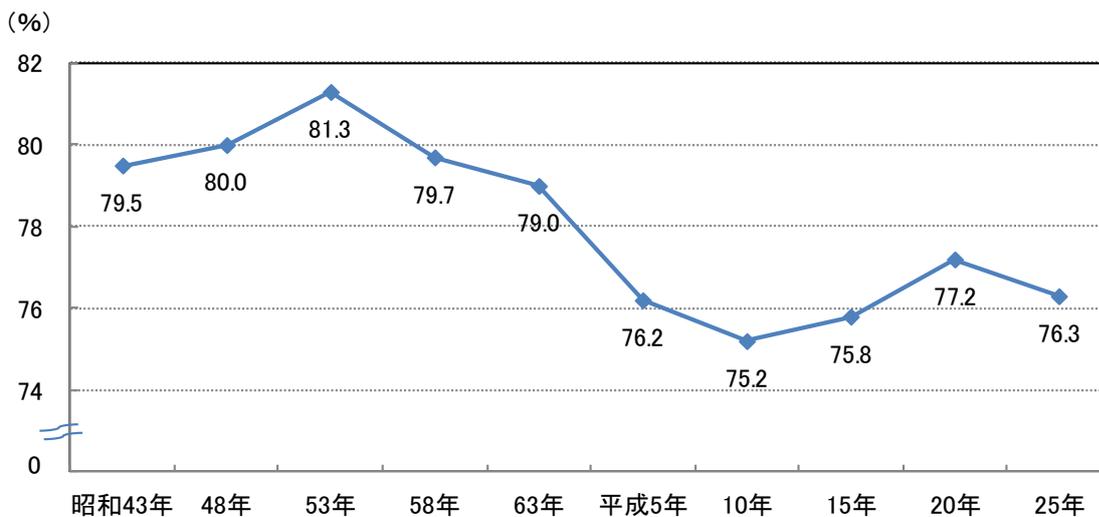


図29 世帯の年間収入階級別持ち家世帯率(平成25年)

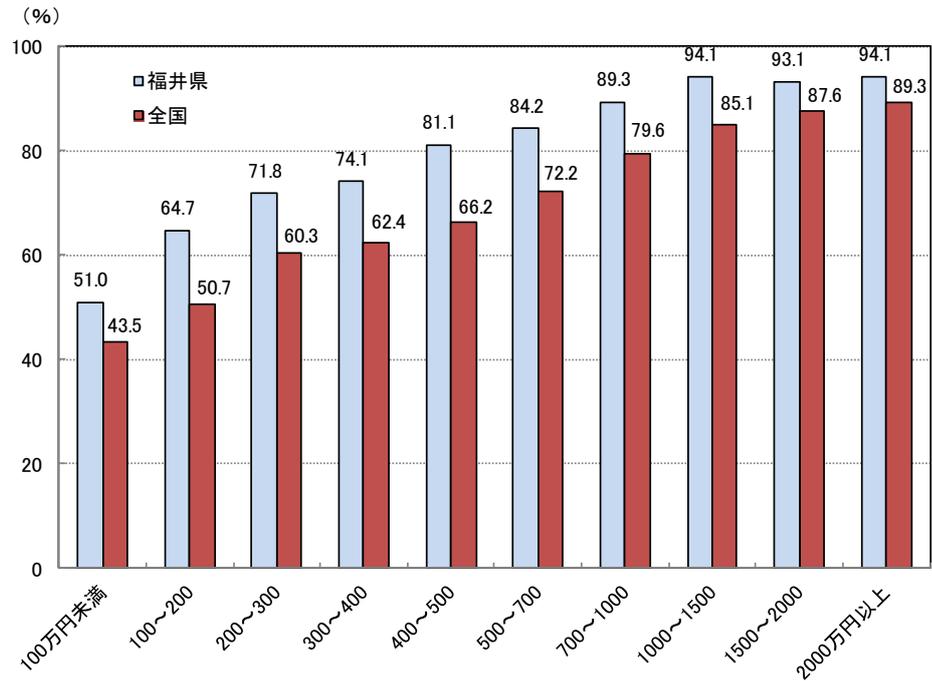
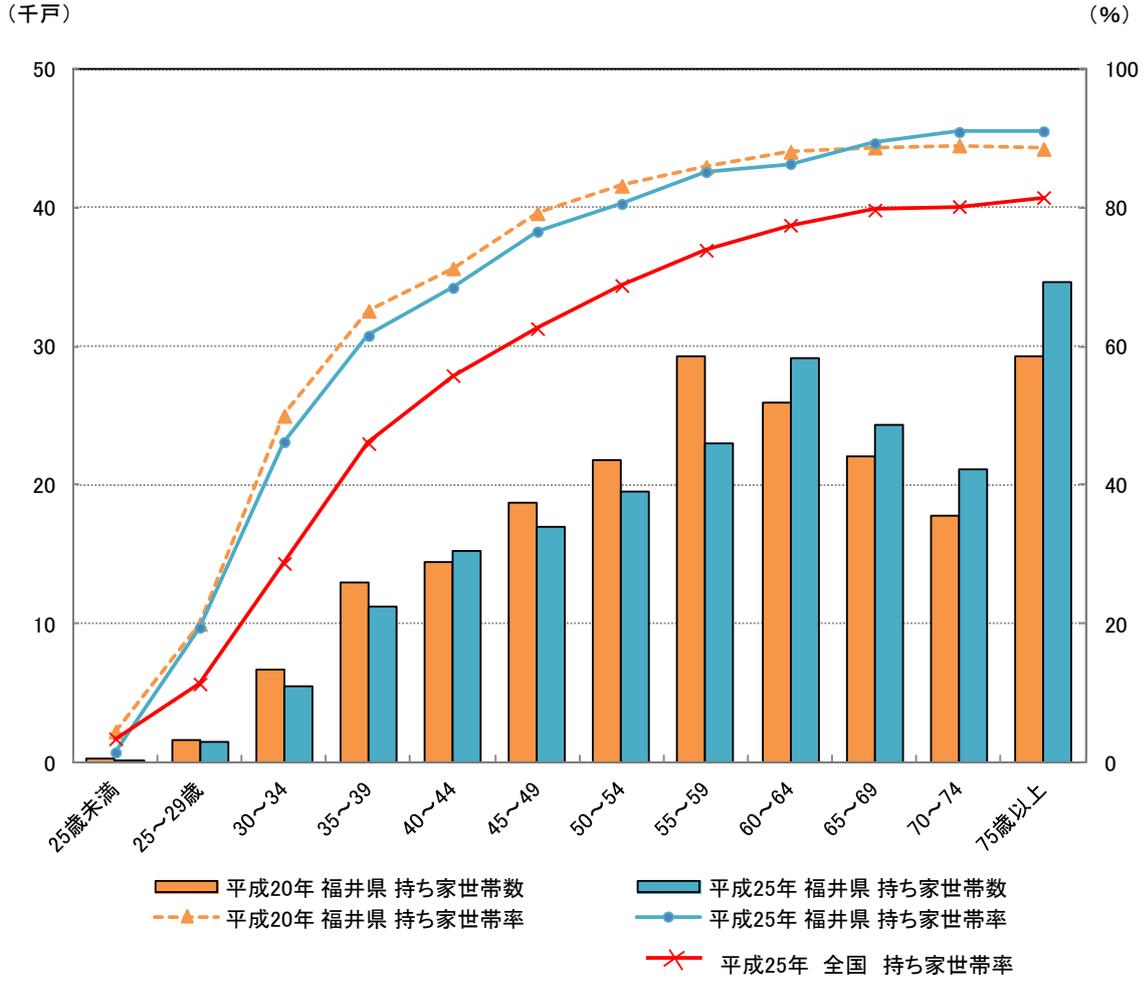


表15 家計を主に支える者の年齢階級別持ち家世帯数および持ち家世帯率(平成20年、25年)

(単位:千戸、%)

	平成20年		平成25年		
	福井県		福井県		全国
	持ち家世帯数	持ち家世帯率	持ち家世帯数	持ち家世帯率	持ち家世帯率
総数	200.9	77.2	203.0	76.3	61.5
25歳未満	0.2	4.4	0.1	1.4	3.4
25～29歳	1.6	20.0	1.4	19.4	11.3
30～34	6.7	50.0	5.5	46.2	28.7
35～39	12.9	65.2	11.2	61.5	46.0
40～44	14.4	71.3	15.2	68.5	55.8
45～49	18.7	79.2	17.0	76.6	62.6
50～54	21.8	83.2	19.5	80.6	68.8
55～59	29.3	85.9	23.0	85.2	73.9
60～64	25.9	88.1	29.1	86.4	77.5
65～69	22.0	88.7	24.3	89.3	79.7
70～74	17.8	89.0	21.1	90.9	80.2
75歳以上	29.3	88.5	34.6	91.1	81.5

図30 家計を主に支える者の年齢階級別持ち家世帯数および持ち家世帯率(平成20年、25年)



(2) 家計を主に支える者の居住状況

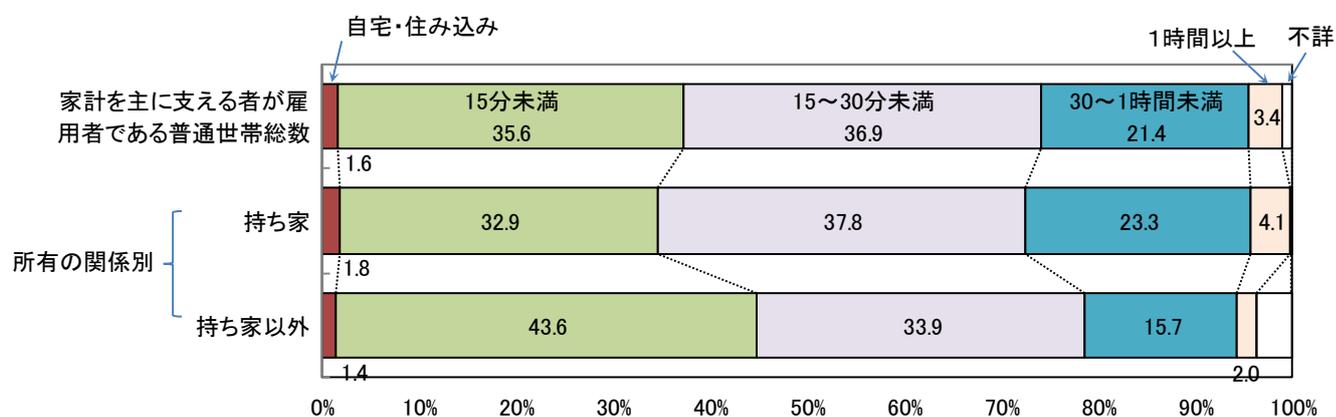
家計を主に支える者(雇用者)の通勤時間は30分未満が74.1%

雇用者普通世帯(家計を主に支える者が雇用者である普通世帯)を、家計を主に支える者の通勤時間別にみると、「自宅・住み込み」が2.3千世帯で1.6%、「15分未満」が49.9千世帯で35.6%、「15～30分未満」が51.7千世帯で36.9%となっており、通勤時間30分未満の世帯が74.1%となっている。一方、通勤時間が1時間以上は4.8千世帯で3.4%となっている。雇用者普通世帯全体の通勤時間の中位数は20.0分で、平成20年の20.1分に比べ0.1分短くなっている。

住宅の所有の関係別に通勤時間をみると、持ち家は「30分未満」が72.5%、「1時間以上」が4.1%で、持ち家以外は「30分未満」が78.9%、「1時間以上」が2.0%となっている。

なお、全国の家計を主に支える者の通勤時間をみると、「自宅・住み込み」の世帯が1.6%、「15分未満」が22.6%、「15～30分未満」が29.8%で通勤時間30分未満の世帯が半数以上を占めている一方、通勤時間「1時間以上」の世帯は14.7%となっている。

図31 家計を主に支える者(雇用者)の通勤時間別割合(平成25年)



世帯移動率は 15.6%

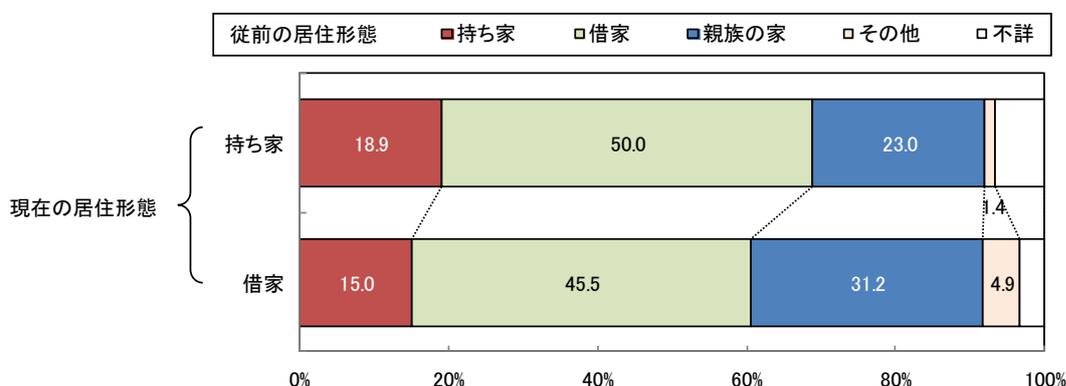
移動世帯（家計を主に支える者の現住居への入居時期が平成 21 年以降である主世帯）は 41.4 千世帯で、移動世帯率（主世帯全体に占める移動世帯の割合）は 15.6%となっており、平成 20 年の移動世帯率（16.6%）に比べ、1.0 ポイント低下している。移動世帯の現在の居住形態は、持ち家が 14.8 千世帯で移動世帯全体の 35.7%となっており、借家が 26.6 千世帯で 64.3%となっている。

なお、全国の世帯移動率は、17.9%となっている。

移動世帯の家計を主に支える者の従前の居住形態をみると、従前の住居が借家だった世帯が 19.8 千世帯で移動世帯全体の 47.8%と半数近くになっており、次いで親族の家が 11.7 千世帯（28.3%）、持ち家が 6.9 千世帯（16.7%）、下宿・間借りまたは住み込み、寮・寄宿舍等の「その他」が 1.5 千世帯（3.6%）となっている。

また、現住居が持ち家か借家かにかかわらず、従前の住居が借家だった世帯が約半数（それぞれ 50.0%、45.5%）となっている。

図32 家計を主に支える者の従前の居住形態、現在の居住形態別移動世帯の割合（平成25年）



(3) 居住密度

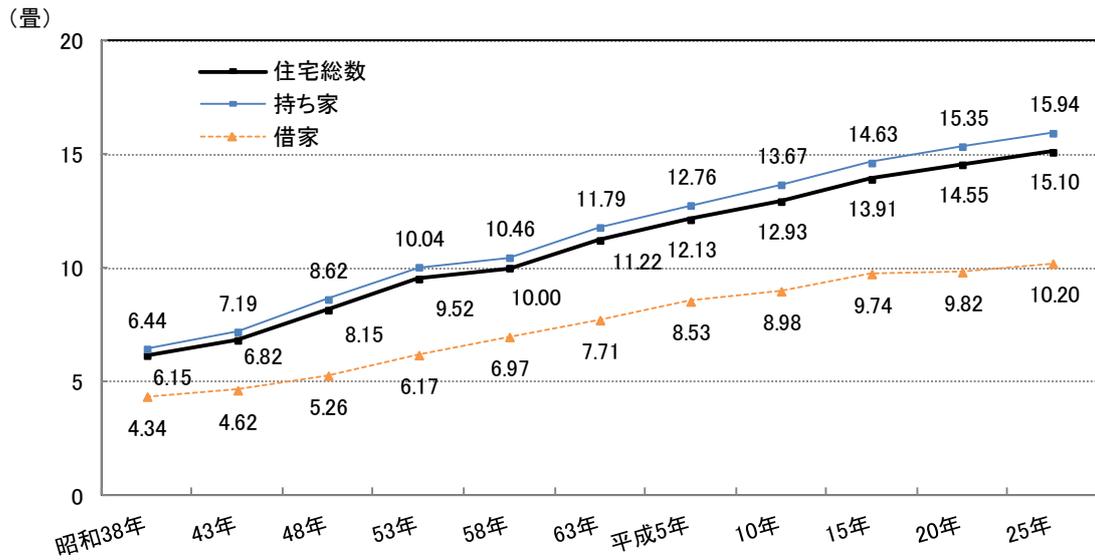
1人当たり居住室の畳数は 15.10 畳に増加

住宅に居住する世帯の 1 人当たり居住室の畳数は、昭和 38 年の 6.15 畳から増加を続け、平成 25 年は 15.10 畳となっている。この結果、平成 25 年までの 50 年間で 1 人当たり居住室の畳数は 2.5 倍に増加し、世帯の居住密度は低下している。

1 人当たり居住室の畳数を住宅の所有の関係別にみると、持ち家が 15.94 畳、借家が 10.20 畳となっており、持ち家が借家を上回っている。

なお、全国の 1 人当たり居住室の畳数は、13.54 畳となっている。

図33 住宅の所有の関係別、1人当たり居住室の量数の推移(昭和38年～平成25年)



(4) 借家の家賃

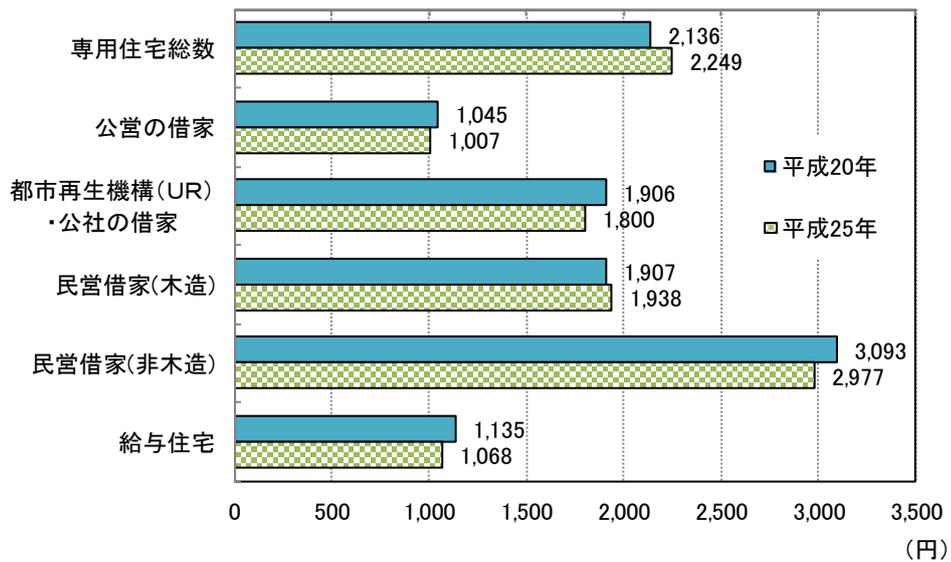
1 畳当たりの家賃が高い非木造の民間借家

専用住宅の借家 58.5 千戸の 1 畳当たりの家賃は 2,249 円となっており、平成 20 年の 2,136 円に比べ、113 円高くなっている。

なお、全国の 1 畳当たりの家賃は 3,051 円となっている。

また、1 畳当たりの家賃を住宅の所有の関係別にみると、非木造の民間借家が 2,977 円と最も高く、次いで木造の民間借家が 1,938 円となっている。

図34 専用住宅(借家)の所有の関係別1畳当たり家賃(平成20年～平成25年)



専用住宅の借家の1か月当たりの家賃は、43,420円となっており、平成20年に比べ、255円増加した。内訳をみると、「50,000円以上60,000円未満」が11.9千戸（専用住宅の借家全体の20.3%）で最も多く、次いで「40,000円以上50,000円未満」が11.0千戸（同18.8%）、「30,000円以上40,000円未満」が8.5千戸（同14.5%）となっている。

表16 1か月当たり家賃区分別専用住宅（借家）数および割合（平成20年、平成25年）

	(単位:千戸、%)												1か月当たり の家賃 (円)
	5,000円 未満	5,000 ～10,000	10,000 ～15,000	15,000 ～20,000	20,000 ～25,000	25,000 ～30,000	30,000 ～40,000	40,000 ～50,000	50,000 ～60,000	60,000 ～70,000	70,000 ～80,000	80,000円 以上	
平成25年	2.1	1.2	2.0	2.1	3.0	2.4	8.5	11.0	11.9	8.0	3.0	1.6	43,420
(構成比)	3.6	2.1	3.4	3.6	5.1	4.1	14.5	18.8	20.3	13.7	5.1	2.7	
平成20年	0.9	2.4	2.0	2.8	3.0	2.2	6.9	8.2	9.7	7.6	3.0	2.5	43,165
(構成比)	1.7	4.5	3.7	5.2	5.6	4.1	12.9	15.3	18.1	14.2	5.6	4.7	

4 高齢者のいる世帯

この章では、65歳以上の世帯員がいる主世帯を「高齢者のいる世帯」とし、その世帯を次の三つの型に区分する。

- ① 高齢単身世帯…65歳以上の単身の主世帯
- ② 高齢者のいる夫婦のみの世帯…夫婦ともまたはいずれか一方が65歳以上の夫婦一組のみの主世帯
- ③ 高齢者のいるその他の世帯…高齢者のいる世帯から高齢単身世帯および高齢者のいる夫婦世帯を除いた主世帯（高齢者と生計を共にするその他の世帯員で構成される主世帯）

(1) 世帯数の推移

高齢者のいる世帯は50.5%

高齢者のいる世帯（65歳以上の世帯員がいる主世帯）は、134.0千世帯（主世帯全体の50.5%）となっている。昭和58年の72.9千世帯（同36.0%）以降増加し続け、平成25年は平成20年に比べ6.3千世帯増加（1.3ポイント上昇）している。

なお、全国の高齢者のいる世帯の割合は40.0%となっている。

また、世帯の型別にみると、高齢単身世帯は22.2千世帯、高齢者のいる夫婦のみの世帯は30.4千世帯、高齢者のいるその他の世帯は81.5千世帯で、平成20年に比べ、それぞれ2.9千世帯、2.9千世帯、0.6千世帯増加している。高齢単身世帯と高齢者のいる夫婦のみの世帯を合わせると52.6千世帯となり、高齢者のいる世帯全体の39.3%を占める。これは平成20年の36.6%に比べ、2.7ポイント上昇となっており、高齢者のいる世帯の小規模化を示している。

表17 高齢者のいる世帯数(昭和58年～平成25年)

(単位:千世帯)

	高齢者のいる世帯		
	高齢単身世帯	高齢者のいる夫婦のみの世帯	高齢者のいるその他の世帯
昭和58年	72.9	5.9	59.1
昭和63年	82.8	7.1	64.7
平成5年	96.3	9.7	71.4
平成10年	107.4	12.9	74.9
平成15年	117.3	15.4	79.9
平成20年	127.7	19.3	80.9
平成25年	134.0	22.2	81.5

図 35 高齢者のいる世帯の推移(昭和 58 年～平成 25 年)

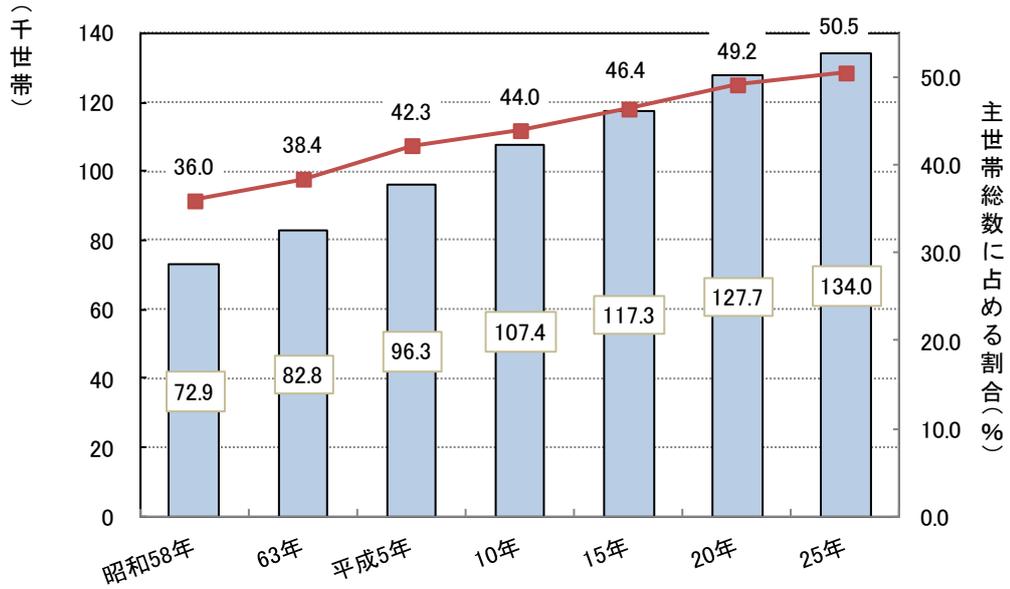
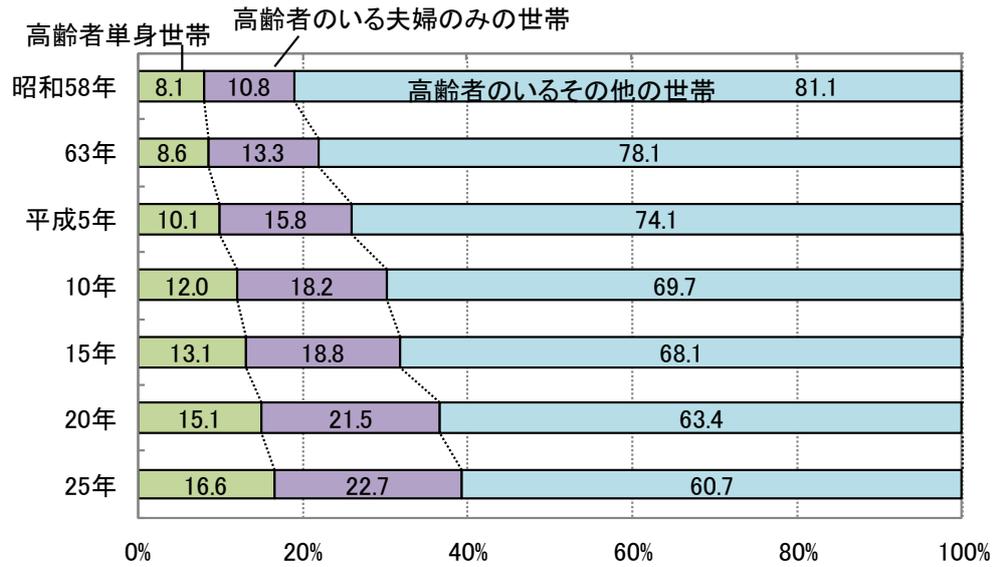


図 36 高齢者のいる世帯の世帯の型別割合(昭和 58 年～平成 25 年)



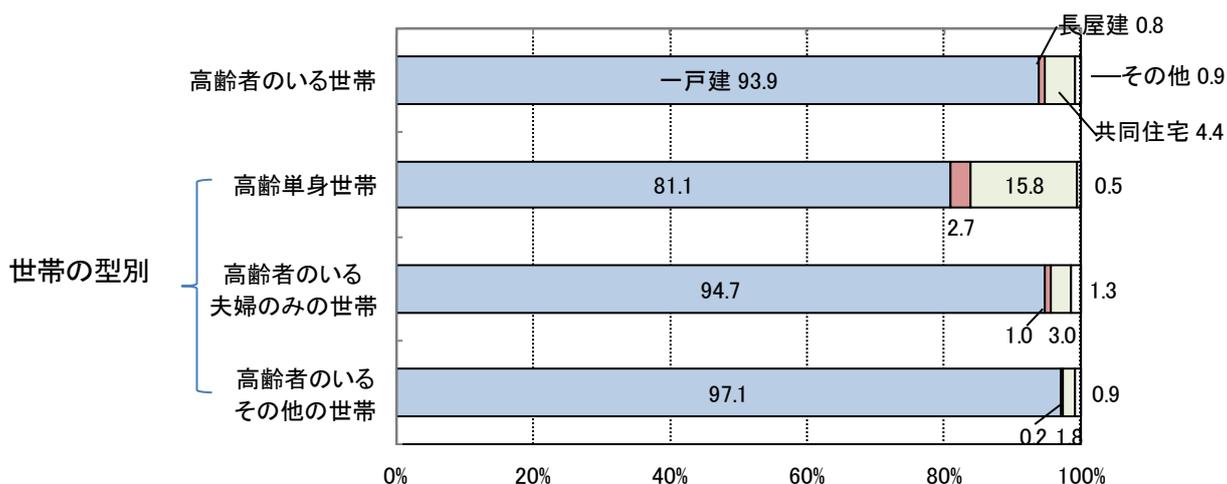
(2) 住宅の建て方・所有の関係

高齢者のいる世帯は93.9%が一戸建に居住

高齢者のいる世帯の居住する住宅について、その建て方の割合をみると、一戸建が93.9%、長屋建が0.8%、共同住宅が4.4%、その他が0.9%となっており、主世帯全体（それぞれ78.5%、1.5%、19.4%、0.6%）に比べ、一戸建の割合が高くなっている。

また、高齢単身世帯が居住する住宅では、共同住宅が15.8%と他の高齢者がいる世帯よりも高い割合となっている。なお、全国では、高齢単身世帯の共同住宅の割合が37.9%となっている。

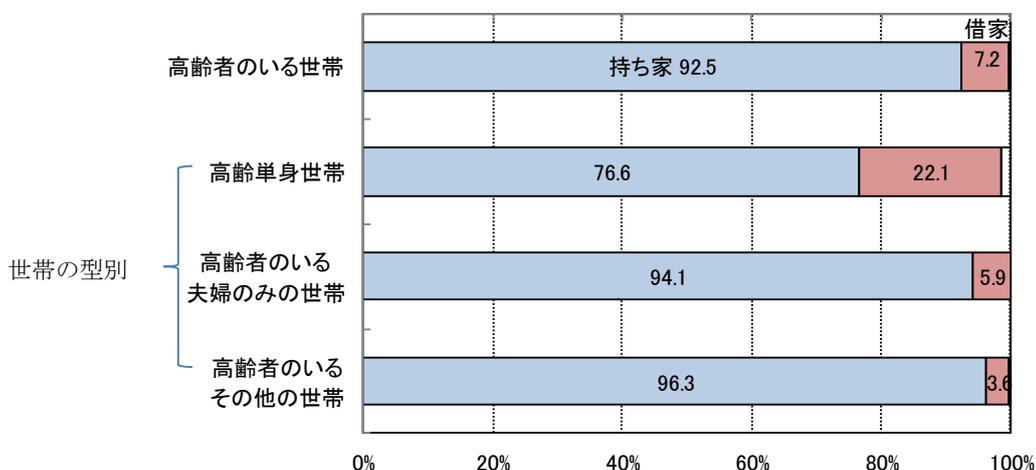
図 37 高齢者のいる世帯の世帯の型別住宅の建て方別割合(平成 25 年)



高齢者のいる世帯が居住する住宅の所有の関係別に割合をみると、持ち家が92.5%、借家が7.2%となっており、主世帯全体（それぞれ76.5%、22.2%）に比べ、持ち家の割合が高くなっている。特に、高齢者のいるその他の世帯では96.3%が持ち家に居住している。

一方、高齢単身世帯では、持ち家の割合が76.6%と、他の高齢者のいる世帯に比べ割合が低くなっている。

図 38 高齢者のいる世帯の世帯の型別住宅の所有の関係割合(平成 25 年)



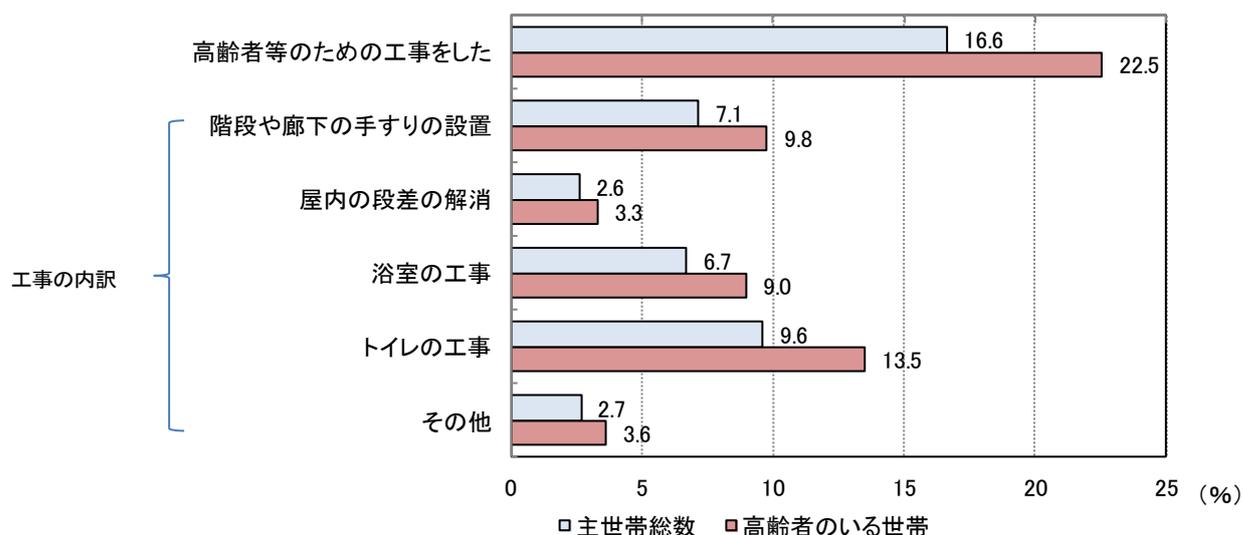
設備工事を行った高齢者のいる世帯は 22.5%

持ち家に居住する主世帯について、平成 21 年 1 月以降の高齢者等のための設備の工事（将来の備えを含む）を行った世帯は 33.7 千世帯で、持ち家に居住する主世帯全体の 16.6%となっている。このうち、高齢者のいる世帯は 27.9 千世帯（82.8%）で、高齢者のいる世帯全体の 22.5%となっている。

工事の内訳をみると、トイレの和式から洋式への改修といった「トイレの工事」が持ち家に居住する主世帯全体の 9.6%と最も割合が高く、次いで「階段や廊下の手すりの設置」が 7.1%、「浴室の工事」が 6.7%などとなっている。このうち、高齢者のいる世帯では、「トイレの工事」が 13.5%と最も割合が高く、次いで「階段や廊下の手すりの設置」が 9.8%、「浴室の工事」が 9.0%、「屋内の段差の解消」が 3.3%などとなっている。

なお、全国で平成 21 年 1 月以降に高齢者等のための設備の工事を行った持ち家に居住する主世帯は 13.3%となっている。

図 39 持ち家に居住する主世帯における平成 21 年以降の高齢者等のための設備工事の状況の割合（平成 25 年）



高齢単身世帯の29.9%、高齢者のいる夫婦のみの世帯の36.8%が、片道15分未満に子が居住

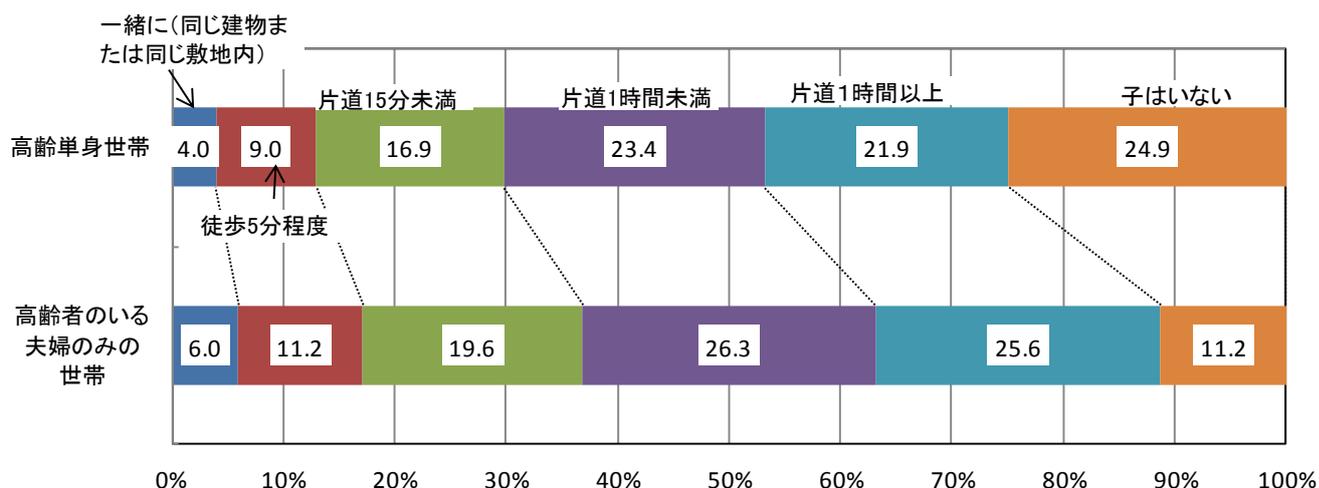
持ち家または借家に居住する高齢単身普通世帯について子の居住地をみると、「一緒に住んでいる」（「同じ建物または同じ敷地内に住んでいる」を含む。）が0.8千世帯で、高齢単身普通世帯全体の4.0%、「徒歩5分程度の場所」は1.8千世帯（9.0%）、「片道15分未満の場所」が3.4千世帯（16.9%）などとなっており、片道15分未満に子が居住している世帯の割合は、高齢単身普通世帯全体の29.9%となっている。さらに、「片道1時間未満の場所」が4.7千世帯（23.4%）で片道1時間未満の場所に子が居住している世帯の割合が全体の約6割となっている。

また、高齢者のいる夫婦のみの普通世帯では、「一緒に住んでいる」（「同じ建物または同じ敷地内に住んでいる」を含む）が1.7千戸で、高齢者のいる夫婦のみの普通世帯全体の6.0%、「徒歩5分程度の場所」が3.2千世帯（11.2%）、「片道15分未満の場所」が5.6千世帯（19.6%）となっており、片道15分未満に子が居住している世帯は、高齢者のいる夫婦のみの普通世帯全体の36.8%となっている。

表 18 高齢者のいる世帯の子の居住地別普通世帯数(平成 25 年)

	子がいる						子はいない
	一緒に住んでいる(同じ建物または同じ敷地内に住んでいる場合も含む)	徒歩5分程度の場所に住んでいる	片道15分未満の場所に住んでいる	片道1時間未満の場所に住んでいる	片道1時間未満の場所に住んでいる	片道1時間以上	
高齢単身世帯	15.1	0.8	1.8	3.4	4.7	4.4	5.0
(構成比)	75.1	4.0	9.0	16.9	23.4	21.9	24.9
高齢者のいる夫婦のみの世帯	25.3	1.7	3.2	5.6	7.5	7.3	3.2
(構成比)	88.8	6.0	11.2	19.6	26.3	25.6	11.2

図 40 高齢者のいる世帯の子の居住地別普通世帯割合(平成 25 年)



※子の居住地「不詳」は除く

5 住宅・土地所有の概況

現住居およびその敷地以外の住宅・土地に関する事項は、調査票乙のみの調査事項であり、調査票乙のみで集計している。

また、世帯が住宅または土地を所有しているとは、世帯員（世帯主を含む。）が住宅または土地の所有名義人となっている場合をいう。したがって、前章における持ち家数などとは趣旨が異なることに注意を要する。

この章でのいう世帯とはすべて普通世帯を指している。また、所有率は、普通世帯のうち住宅（土地）を所有する世帯の割合をいう。

現住居を所有している普通世帯は 69.4%、現住居の敷地を所有している普通世帯は 63.4%

住宅を所有している普通世帯は 189.0 千世帯（所有率*70.5%）となっており、平成 20 年に比べ 0.7 ポイント低下している。住宅を有する世帯のうち、現住居を所有しているのは 186.0 千世帯（同 69.4%）で、現住居以外に住宅を所有しているのは 22.0 千世帯（同 8.2%）となっている。

土地を所有している普通世帯は 178.0 千世帯（同 66.4%）となっており、平成 20 年に比べ、1.0 ポイント上昇している。土地を所有する世帯のうち、現住居の敷地を所有しているのは 170.0 千世帯（同 63.4%）で、現住居の敷地以外の土地を所有しているのは 71.0 千世帯（同 26.5%）となっている。また、現住居の敷地以外の土地を所有する世帯のうち、現住居の敷地以外の宅地などを所有しているのは 50.0 千世帯（同 18.7%）となっている。

現住居とその敷地の両方を所有している世帯は 167.0 千世帯（同 62.3%）となっている。

なお、全国の住宅所有率は 52.1%で、都道府県別にみると、富山県が 72.7%と最も高く、次いで秋田県が 71.8%、福井県が第 5 位となっている。

一方、全国の土地所有率は 51.0%で、福井県は第 6 位となっている。また、現住居の敷地以外の宅地などの所有率は第 1 位となっている。

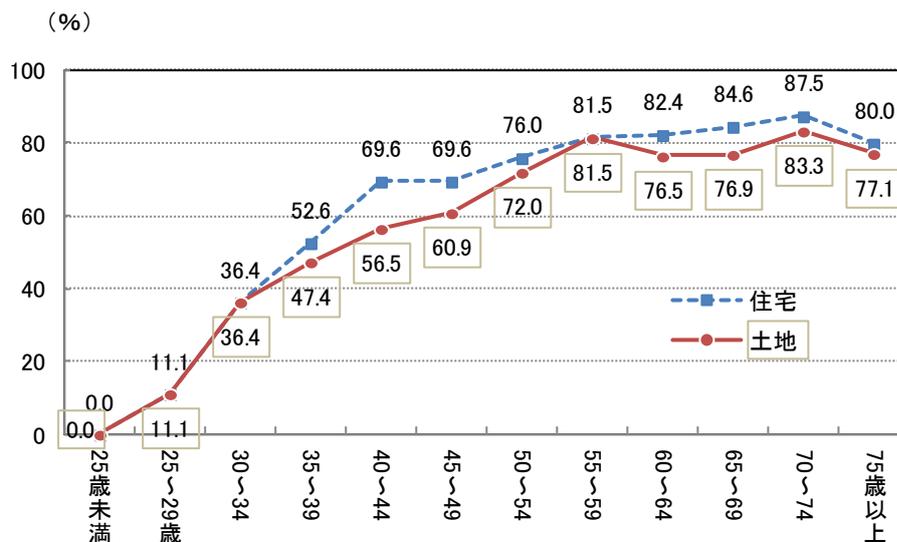
表 19 住宅・土地の所有状況別普通世帯数(平成 20 年～平成 25 年)

	普通世帯 総数	住宅を所有			土地を所有				住宅と土 地のいづ れも所有し ていない	現住居と その敷地 を所有
		現住居を 所有	現住居以 外の住宅 を所有	現住居の 敷地を所 有	現住居の 敷地以外 の土地を 所有	現住居の 敷地以外 の宅地な どを所有				
							住宅と土 地のいづ れも所有し ていない			
平成25年	268.0	189.0	186.0	22.0	178.0	170.0	71.0	50.0	60.0	167.0
所有率		70.5	69.4	8.2	66.4	63.4	26.5	18.7	22.4	62.3
平成20年	257.0	183.0	181.0	24.0	168.0	161.0	71.0	42.0	51.0	159.0
所有率		71.2	70.4	9.3	65.4	62.6	27.6	16.3	19.8	61.9

年齢階級が高い世帯で住宅・土地の所有率が高くなる

世帯の家計を主に支える者の年齢階級別に住宅および土地の所有率をみると、いずれも年齢階級が高くなるにつれ、所有率が高くなる傾向にある。このうち、住宅については「35～39歳」で50%を超え、「70～74歳」では87.5%と最も高くなっており、また、土地についても「70～74歳」が83.3%と最も高くなっている。

図 41 世帯の家計を主に支える者の年齢階級別住宅・土地の所有率(平成 25 年)



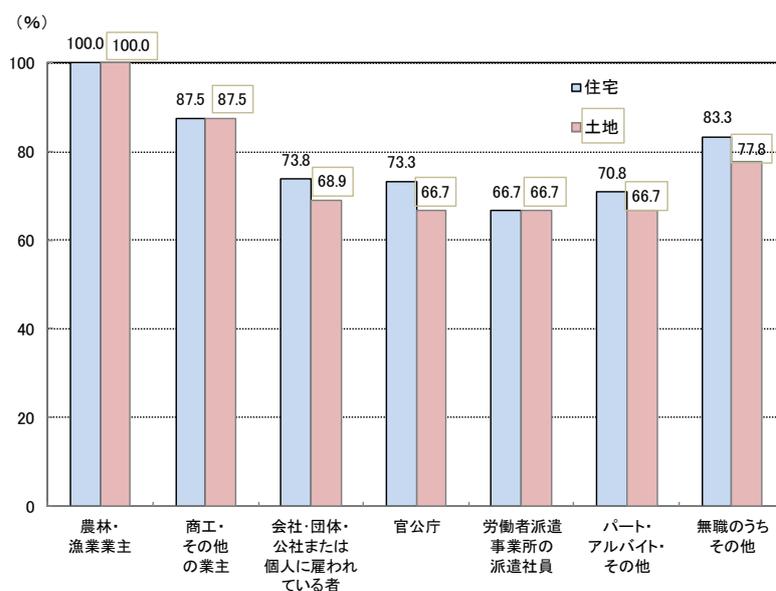
住宅と土地の所有率は農林・漁業業主が高い

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位別に住宅の所有率をみると、「農林・漁業業主」が100%と最も高く、次いで「商工・その他の業主」が87.5%と、これら自営業主で所有率が高くなっている。

同じく従業上の地位別に土地の所有率をみると、「農林・漁業業主」が100%と最も高く、次いで「商工・その他の業主」が87.5%となっており、住宅の所有率と同様の傾向となっている。

住宅と土地の所有率を比べると、すべての従業上の地位において住宅の所有率が土地の所有率と同率または上回っている。

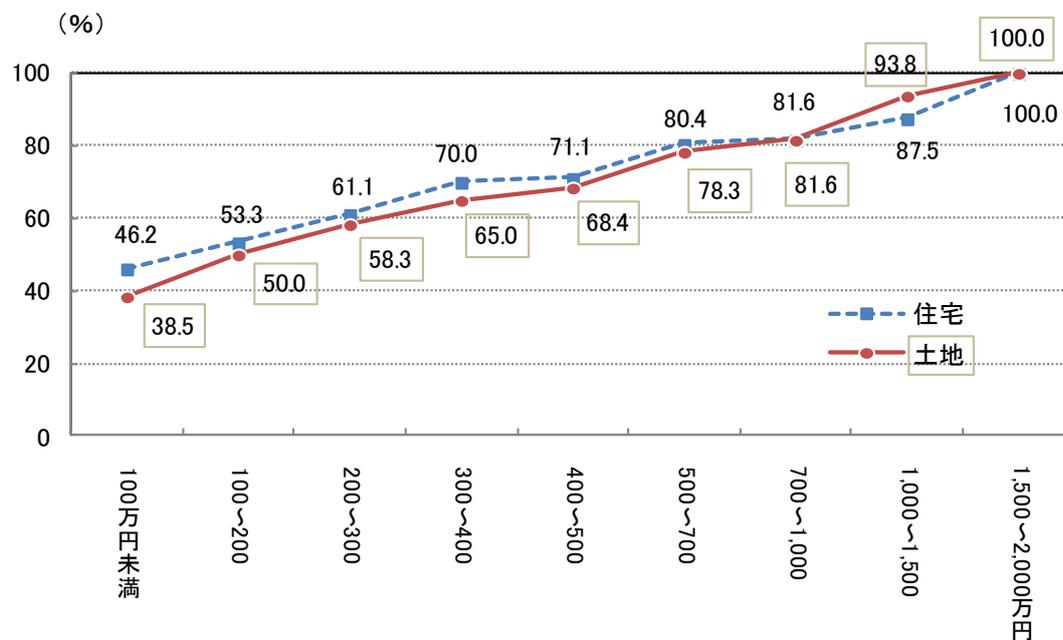
図 42 世帯の家計を主に支える者の従業上の地位別住宅・土地の所有率(平成 25 年)



年収が高い世帯で住宅・土地の所有率が高くなる

世帯の年間収入階級別に住宅の所有率をみると、年間収入階級が高くなるにつれておおむね所有率が上昇し、「1,500万円以上2,000万円未満」が100%と最も高くなっている。また、世帯の年間収入階級別の土地の所有率も、住宅の所有率と同様の傾向となっている。

図 43 世帯の年間収入階級別住宅・土地の所有率(平成 25 年)



付表

付表1-1 都道府県の指標1

		総住宅数 ¹⁾										持ち家住宅率(%)					
		実数(1000戸)			割合(%)	増減数(1000戸)		増減率(%)				平成15年	全国順位	平成20年	全国順位	平成25年	全国順位
		平成15年	平成20年	平成25年		平成15年 ~20年	平成20年 ~25年	平成15年 ~20年	全国 順位	平成20年 ~25年	全国 順位						
	全国	53,891	57,586	60,629	100	3,695	3,043	6.9		5.3		61.2		61.1		61.7	
1	北海道	2,572	2,731	2,747	4.5	158	16	6.2	20	0.6	43	56.7	42	57.2	42	57.7	43
2	青森県	559	581	586	1	22	6	3.9	42	0.9	42	70.9	13	71.7	13	71.3	14
3	岩手県	528	550	552	0.9	22	3	4.1	40	0.5	44	70.1	19	71.9	12	68.9	23
4	宮城県	942	1,014	1,034	1.7	72	20	7.6	10	2	38	60.6	39	60.8	39	58	42
5	秋田県	429	437	447	0.7	9	10	2.1	45	2.2	35	77.6	2	78.4	1	78.1	2
6	山形県	415	433	432	0.7	18	△1	4.3	38	△0.2	46	75.9	4	75.5	4	76.7	3
7	福島県	782	808	782	1.3	26	△26	3.4	44	△3.2	47	68.6	24	68.8	23	66.5	28
8	茨城県	1,136	1,224	1,268	2.1	88	44	7.7	9	3.6	29	70.1	19	70.7	15	71.3	14
9	栃木県	770	840	879	1.4	70	39	9.1	3	4.7	17	69.2	22	68.6	24	70.6	19
10	群馬県	799	856	903	1.5	57	47	7.1	14	5.5	10	70.5	17	70.7	15	70.6	19
11	埼玉県	2,827	3,029	3,266	5.4	202	237	7.2	13	7.8	4	64.1	34	65.3	32	66.1	31
12	千葉県	2,526	2,718	2,896	4.8	192	179	7.6	10	6.6	6	64.3	33	64.4	34	66.3	29
13	東京都	6,186	6,781	7,359	12.1	595	579	9.6	2	8.5	2	44.8	47	44.6	47	45.8	47
14	神奈川県	3,752	4,068	4,351	7.2	316	283	8.4	5	7	5	56.3	43	57.2	42	58.6	41
15	新潟県	888	930	972	1.6	42	43	4.7	35	4.6	19	74.9	6	73.9	5	75.5	5
16	富山県	408	424	439	0.7	17	15	4.1	40	3.5	30	79.6	1	77.5	2	79.4	1
17	石川県	471	498	520	0.9	28	22	5.8	24	4.5	21	68.7	23	69.1	21	70.8	18
18	福井県	293	309	310	0.5	16	1	5.4	30	0.3	45	76.1	3	77.4	3	76.5	4
19	山梨県	380	398	422	0.7	18	24	4.7	35	6	9	69.6	21	69.4	19	70.9	17
20	長野県	891	946	982	1.6	56	36	6.2	20	3.8	26	72.2	11	72.4	11	73	10
21	岐阜県	783	836	878	1.4	53	43	6.7	17	5.1	13	73.4	7	73.9	5	74.5	7
22	静岡県	1,487	1,598	1,659	2.7	111	61	7.4	12	3.8	26	65.6	30	64.8	33	67.7	24
23	愛知県	2,899	3,133	3,439	5.7	234	306	8.1	7	9.8	1	58.7	41	57.8	41	58.7	40
24	三重県	739	791	831	1.4	52	40	7.1	14	5.1	13	75.3	5	73	7	73.2	9
25	滋賀県	504	568	603	1	64	35	12.6	1	6.1	8	73	8	70.4	17	72.6	11
26	京都府	1,201	1,270	1,320	2.2	69	50	5.8	24	3.9	24	61	38	60.8	39	60.8	39
27	大阪府	4,131	4,346	4,586	7.6	215	240	5.2	32	5.5	10	51.9	46	53	45	54.2	44
28	兵庫県	2,380	2,521	2,734	4.5	140	213	5.9	23	8.5	2	63.4	37	63.6	36	63.6	37
29	奈良県	562	593	615	1	30	22	5.4	30	3.8	26	72.2	11	72.6	10	73.8	8
30	和歌山県	459	468	476	0.8	9	8	1.9	46	1.7	39	72.9	9	72.8	9	74.8	6
31	鳥取県	231	247	250	0.4	16	3	6.9	16	1.2	41	70.7	16	70	18	69.8	22
32	島根県	284	296	304	0.5	12	8	4.3	38	2.8	32	72.9	9	73	7	71.8	12
33	岡山県	804	867	885	1.5	63	19	7.8	8	2.2	35	66	29	66.5	26	67.6	25
34	広島県	1,272	1,356	1,394	2.3	84	37	6.6	18	2.8	32	60.5	40	61.2	38	62.6	38
35	山口県	655	692	706	1.2	37	15	5.7	27	2.1	37	66.1	28	66.4	27	67.3	27
36	徳島県	336	356	365	0.6	19	9	5.7	27	2.6	34	70.8	15	69	22	71.8	12
37	香川県	421	446	471	0.8	25	24	6	22	5.4	12	70.2	18	70.9	14	71	16
38	愛媛県	650	681	705	1.2	31	24	4.8	34	3.5	30	66.6	27	65.6	31	66.3	29
39	高知県	374	378	392	0.6	4	15	1.1	47	3.9	24	64.7	32	66.8	25	65.8	33
40	福岡県	2,195	2,375	2,493	4.1	180	118	8.2	6	5	15	54.3	44	53.6	44	53.8	45
41	佐賀県	303	323	338	0.6	20	15	6.4	19	4.7	17	70.9	13	69.3	20	70.5	21
42	長崎県	603	631	660	1.1	28	29	4.6	37	4.6	19	65	31	65.7	30	66	32
43	熊本県	730	770	804	1.3	40	35	5.5	29	4.5	21	63.8	35	64.3	35	64.1	35
44	大分県	517	547	570	0.9	30	23	5.8	24	4.2	23	63.5	36	62.6	37	63.7	36
45	宮崎県	490	510	534	0.9	19	24	3.9	42	4.8	16	67.1	26	66	28	67.4	26
46	鹿児島県	810	851	865	1.4	42	13	5.1	33	1.6	40	67.3	25	65.8	29	65.4	34
47	沖縄県	520	567	603	1	47	36	9	4	6.4	7	52.3	45	50.2	46	48	46

1)「居住世帯なし」の住宅を含む

付表1-2 都道府県の指標2

		空き家率(%)						木造率 (防火木 造を含む) (%)	全国 順位	非木造率 (%)	全国 順位	一戸建率 (%)	全国 順位	共同住宅 率 (%)	全国 順位
		平成20年	全国 順位	平成25年	全国 順位	平成25年 二次的住 宅を除く	全国 順位								
	全国	13.1		13.5		12.8		57.8		42.2		54.9		42.4	
1	北海道	13.7	27	14.1	25	13.7	24	69.1	27	30.9	24	53.4	40	42	10
2	青森県	14.6	15	13.8	28	13.5	27	88.2	15	11.7	47	76.8	5	19.7	42
3	岩手県	14.1	23	13.8	28	13.1	30	83.1	23	16.8	43	72.7	17	22.4	37
4	宮城県	13.7	27	9.4	47	9.1	47	65.4	27	34.6	14	55.4	38	41.5	11
5	秋田県	12.6	37	12.7	37	12.4	35	87.2	37	12.8	46	81	1	17.2	47
6	山形県	11	43	10.7	45	10.1	45	85.4	43	14.6	45	79.8	2	18.4	46
7	福島県	13	35	11.7	41	11	41	75.9	35	24.1	35	70.5	22	26.2	27
8	茨城県	14.6	15	14.6	22	13.9	21	76	15	24	36	73.5	15	24.4	31
9	栃木県	15	12	16.3	10	14.7	15	75.4	12	24.6	33	74	14	24.6	29
10	群馬県	14.4	20	16.6	9	14.8	12	77.3	20	22.7	38	74.6	11	23.3	35
11	埼玉県	10.7	45	10.9	44	10.6	43	60.7	45	39.3	11	56.1	37	42.3	9
12	千葉県	13.1	33	12.7	37	11.9	39	59	33	41	10	54.1	39	43.8	8
13	東京都	11.1	41	11.1	43	10.9	42	36.1	41	63.9	2	27.8	47	70	1
14	神奈川県	10.5	46	11.2	42	10.6	43	49.3	46	50.7	6	41.6	45	56.1	2
15	新潟県	12.1	40	13.6	31	12.8	31	84	40	16	44	76.4	7	21.7	40
16	富山県	12.3	38	12.8	35	12.5	33	80.2	38	19.8	42	79.7	3	18.8	45
17	石川県	14.6	15	14.8	19	14.1	19	75.6	15	24.5	34	71.5	21	26.7	25
18	福井県	15.1	9	13.9	26	13.5	27	77.5	9	22.5	39	78.5	4	19.4	43
19	山梨県	20.3	1	22	1	17.2	1	73.8	1	26.1	31	74.3	13	23.8	32
20	長野県	19.3	2	19.8	2	14.5	16	78.1	2	21.9	40	75.9	8	20.9	41
21	岐阜県	14.1	23	15.2	18	14.2	18	70.8	23	29.2	28	75.2	10	22.4	37
22	静岡県	14.2	22	16.3	10	13.7	24	65.8	22	34.2	16	67.8	31	30.4	16
23	愛知県	11	43	12.3	40	12	38	48.4	43	51.6	4	50.9	41	46.3	7
24	三重県	13.2	32	15.5	16	14.8	12	70.5	32	29.5	27	75.3	9	22.6	36
25	滋賀県	12.9	36	12.9	34	11.6	40	65	36	35	13	69.7	26	28.1	19
26	京都府	13.1	33	13.3	32	12.6	32	56.8	33	43.2	8	56.5	36	40.7	12
27	大阪府	14.4	20	14.8	19	14.5	16	40.9	20	59.1	3	40.7	46	55.2	4
28	兵庫県	13.3	31	13	33	12.5	33	49.7	31	50.3	7	50.5	42	46.7	6
29	奈良県	14.6	15	13.7	30	13.3	29	66.7	15	33.3	18	68.2	30	28	20
30	和歌山県	17.9	3	18.1	3	16.5	6	72.6	3	27.5	30	76.8	5	18.9	44
31	鳥取県	15.4	7	14.4	23	13.8	22	74.5	7	25.6	32	72.3	18	23.6	34
32	島根県	14.9	13	14.7	21	14	20	79.7	13	20.2	41	74.5	12	22.3	39
33	岡山県	14.8	14	15.8	14	15.4	9	68.7	14	31.3	22	69.4	27	27.3	23
34	広島県	14.6	15	15.9	13	15.3	10	58.4	15	41.6	9	57.6	35	39.1	13
35	山口県	15.1	9	16.2	12	15.6	8	65.4	9	34.6	14	69	28	27.8	21
36	徳島県	15.9	6	17.5	5	16.6	4	67.4	6	32.7	19	72.3	18	24.5	30
37	香川県	16	5	17.2	7	16.6	4	69.4	5	30.6	25	70	23	27.1	24
38	愛媛県	15.1	9	17.5	5	16.9	2	67.5	9	32.5	21	69.8	24	26.5	26
39	高知県	16.6	4	17.8	4	16.8	3	67.4	4	32.6	20	69.8	24	27.4	22
40	福岡県	13.7	27	12.7	37	12.4	35	48.4	27	51.6	4	46.1	43	51.1	5
41	佐賀県	11.1	41	12.8	35	12.4	35	75.9	41	24	36	73.3	16	23.7	33
42	長崎県	14.1	23	15.4	17	14.9	11	70.3	23	29.7	26	66.6	32	29.6	17
43	熊本県	13.4	30	14.3	24	13.8	22	66.4	30	33.6	17	65.3	33	31.7	15
44	大分県	14.1	23	15.8	14	14.8	12	63.8	23	36.2	12	63.7	34	33.6	14
45	宮崎県	12.3	38	13.9	26	13.6	26	71.4	38	28.5	29	71.9	20	26.1	28
46	鹿児島県	15.3	8	17	8	16.5	6	68.8	8	31.2	23	69	28	28.5	18
47	沖縄県	10.3	47	10.4	46	9.8	46	4.5	47	95.5	1	42.3	44	55.9	3

付表1-3 都道府県の指標3

		専用住宅									
		1住宅当たり 居住室数 (室)	全国 順位	1住宅当たり 居住室の 量数 (畳)	全国 順位	1住宅当たり 延べ面 積 (m ²)	全国 順位	1人当たり 居住室の 量数 (畳)	全国 順位	1室あたり の人員 (人)	全国 順位
	全国	4.56		32.55		92.97		13.48		0.53	
1	北海道	4.4	40	33.39	30	91.39	38	14.9	14	0.51	17
2	青森県	5.46	16	41.46	9	121.06	11	15.95	4	0.48	28
3	岩手県	5.48	14	40.83	10	120.7	13	15.35	8	0.49	25
4	宮城県	4.57	37	33.28	31	95.86	34	13.37	35	0.54	8
5	秋田県	5.88	4	45.44	2	136.58	4	17.23	1	0.45	46
6	山形県	5.95	3	43.84	4	138.78	3	15.05	12	0.49	25
7	福島県	5.25	21	37.44	18	112.94	15	13.83	29	0.52	14
8	茨城県	5.09	23	37.1	21	107.31	25	13.8	30	0.53	11
9	栃木県	5.07	24	36.58	22	108.51	22	13.68	32	0.53	11
10	群馬県	5	27	36.15	25	108.32	23	13.79	31	0.52	14
11	埼玉県	4.37	42	31.03	39	85.44	43	12.49	43	0.57	4
12	千葉県	4.4	40	31.89	37	88.53	39	13.07	38	0.55	6
13	東京都	3.33	47	23.98	47	63.54	47	11.68	46	0.62	2
14	神奈川県	3.95	46	28.47	44	75.92	44	12.14	45	0.59	3
15	新潟県	5.75	9	43.07	5	132.64	5	15.69	6	0.48	28
16	富山県	6.38	1	47.63	1	150.08	1	17.05	2	0.44	47
17	石川県	5.56	10	41.67	8	127.58	7	16.16	3	0.46	40
18	福井県	6.07	2	44.11	3	143.83	2	15.05	12	0.48	28
19	山梨県	5.12	22	37.3	19	111.05	20	14.49	19	0.5	21
20	長野県	5.56	10	41.96	7	125.69	8	15.75	5	0.48	28
21	岐阜県	5.88	4	42.81	6	122.32	10	15.49	7	0.47	34
22	静岡県	4.95	28	36.3	23	103.54	26	13.68	32	0.54	8
23	愛知県	4.62	36	33.5	29	93.46	37	13.63	34	0.53	11
24	三重県	5.51	13	39.08	12	112.9	16	15.08	10	0.47	34
25	滋賀県	5.82	7	40.83	10	120.91	12	15.06	11	0.47	34
26	京都府	4.44	38	30.15	41	86.02	41	13.24	36	0.51	17
27	大阪府	4.03	44	27.63	46	75.01	46	12.22	44	0.56	5
28	兵庫県	4.72	34	33.19	34	93.92	36	14.13	23	0.5	21
29	奈良県	5.52	12	38.43	15	111.46	19	14.79	15	0.47	34
30	和歌山県	5.29	19	35.13	26	108	24	14.1	25	0.47	34
31	鳥取県	5.8	8	38.94	13	124.72	9	14.59	17	0.46	40
32	島根県	5.84	6	38.2	16	128.75	6	14.33	20	0.46	40
33	岡山県	5.28	20	36.23	24	110.37	21	14.28	22	0.48	28
34	広島県	4.78	32	33.21	33	96.02	33	13.85	28	0.5	21
35	山口県	5.07	24	34.34	27	103.31	27	14.58	18	0.46	40
36	徳島県	5.32	18	37.25	20	111.95	18	14.72	16	0.48	28
37	香川県	5.47	15	38.03	17	112.75	17	15.27	9	0.46	40
38	愛媛県	5.03	26	33.97	28	100.48	28	14.29	21	0.47	34
39	高知県	4.86	30	31.81	38	94.03	35	14.11	24	0.46	40
40	福岡県	4.23	43	30.05	42	85.54	42	12.96	39	0.55	6
41	佐賀県	5.45	17	38.51	14	116.31	14	13.86	26	0.51	17
42	長崎県	4.86	30	32.1	36	98.32	31	13.17	37	0.5	21
43	熊本県	4.76	33	32.83	35	100.16	29	12.81	41	0.54	8
44	大分県	4.9	29	33.24	32	98.53	30	13.86	26	0.49	25
45	宮崎県	4.67	35	30.9	40	96.81	32	12.83	40	0.52	14
46	鹿児島県	4.44	38	28.86	43	88.32	40	12.64	42	0.51	17
47	沖縄県	4	45	27.84	45	75.6	45	10.67	47	0.65	1

付表1-4 都道府県の指標4

(%)

		住宅所有率	全国順位	土地所有率	全国順位	現住居の住宅所有率	全国順位	現住居以外の住宅所有率	全国順位	現住居の敷地所有率	全国順位	現住居の敷地以外の土地所有率	全国順位	現住居の敷地以外の宅地などの所有率	全国順位
	全国	52.1		51		50.9		7		49.4		14.9		10.1	
1	北海道	50.7	40	49.3	41	49.3	42	5.5	47	47.6	41	11.5	42	8.9	40
2	青森県	63.8	15	63.4	15	62.4	18	7	34	61.6	14	24	14	13.4	21
3	岩手県	65.5	9	64.9	8	63.6	10	8.6	11	61.7	13	28.7	4	15.2	6
4	宮城県	51.1	39	50.9	40	49.5	40	6.7	40	49.1	40	15.8	36	9.8	38
5	秋田県	71.8	2	71.1	2	71.1	2	6.8	38	69.2	3	26.6	7	12.9	27
6	山形県	71.4	3	71.1	2	70.1	3	7.7	22	69.3	2	29.1	2	14.7	11
7	福島県	63.5	17	61.4	23	61	24	8.4	15	58.1	24	24.5	11	14	14
8	茨城県	64.2	12	63.3	16	63.5	11	7.2	30	61.5	16	22.8	18	13.3	22
9	栃木県	63.2	20	61.2	24	62.1	20	7.1	32	59.1	23	19.6	32	11.4	32
10	群馬県	63.7	16	61.9	20	62.5	16	7.7	22	59.7	21	21.2	27	14.2	13
11	埼玉県	55.2	36	54.3	37	54.3	35	6.7	40	53.1	35	11.2	44	8.9	40
12	千葉県	55.9	34	55.2	34	55	33	7.2	30	53.9	32	13.2	39	9.7	39
13	東京都	30.9	47	29.3	48	29.5	48	6.2	44	27.8	48	6.4	48	5.9	48
14	神奈川県	45.2	44	43.9	45	44.2	44	6.4	42	42.7	45	8.1	46	6.9	46
15	新潟県	68.8	6	67.2	5	67.6	6	6.9	36	65.6	5	23.4	15	14	14
16	富山県	72.7	1	71.9	1	71.7	1	7.3	29	70.1	1	24.7	10	15.1	7
17	石川県	65.1	10	64.9	8	63.7	9	8.4	15	62.8	8	22	21	15	9
18	福井県	70.5	5	66.4	6	69.4	5	8.2	18	63.4	7	26.5	8	18.7	1
19	山梨県	64.2	12	63.2	17	62.9	13	9	6	61.1	18	24.3	12	14	14
20	長野県	70.6	4	69.3	4	69.9	4	9.9	1	67.6	4	28.9	3	16.3	3
21	岐阜県	67.7	7	65.8	7	67.1	7	7.9	20	64.4	6	23	17	14.8	10
22	静岡県	62.5	23	60	26	61.2	22	7.5	26	58	26	19.1	33	13	25
23	愛知県	50.5	41	48.9	42	49.5	40	6.4	42	47.5	42	13.2	39	10.1	36
24	三重県	65.6	8	64.3	10	64.3	8	8.5	14	62.7	9	22.1	20	13.9	17
25	滋賀県	62.3	24	61.7	22	61.1	23	9.1	4	60.2	20	21.1	29	13.5	20
26	京都府	46.8	42	46.3	43	45.8	43	7.4	27	45.2	43	11.1	45	8.6	43
27	大阪府	41.1	45	40.2	46	40.1	46	5.6	46	39.2	46	7.2	47	6.4	47
28	兵庫県	54.8	37	54	38	53.8	37	6.8	38	52.7	38	12.5	41	8.8	42
29	奈良県	63.4	18	63	18	62.6	15	7.6	24	61.9	10	16.3	35	10.8	35
30	和歌山県	63.2	20	62.7	19	62.1	20	9	6	60.4	19	22	21	15.1	7
31	鳥取県	63.3	19	63.7	12	62.3	19	8.8	10	61.9	10	27.9	5	15.8	4
32	島根県	63.9	14	63.9	11	62.7	14	9	6	61.6	14	32.2	1	17.6	2
33	岡山県	58.7	31	57.9	30	57.7	28	8	19	56.5	28	22	21	13	25
34	広島県	54.3	38	54.6	36	52.9	38	8.3	17	52.8	37	17.5	34	12.2	30
35	山口県	60.6	26	59.1	27	59.2	26	8.6	11	56.7	27	20.7	30	12.5	28
36	徳島県	64.6	11	63.6	13	63.2	12	9.3	3	61.5	16	26.5	8	15.8	4
37	香川県	62.3	24	61.8	21	61	24	9.1	4	59.5	22	24.2	13	14.5	12
38	愛媛県	59	28	58.5	29	57.7	28	9.8	2	56.5	28	21.7	24	13.8	18
39	高知県	56	33	55.4	33	54.8	34	9	6	53.3	34	21.4	26	13.3	22
40	福岡県	45.3	43	44.9	44	44.1	45	6	45	43.4	44	11.5	42	8.3	45
41	佐賀県	63.2	20	63.6	13	62.5	16	6.9	36	61.9	10	23.4	15	13.7	19
42	長崎県	58.9	29	56.3	32	57.2	31	8.6	11	53.7	33	20.7	30	12.4	29
43	熊本県	55.7	35	55.1	35	54.3	35	7.6	24	53.1	35	21.6	25	11.4	32
44	大分県	56.8	32	56.8	31	55.9	32	7.1	32	55.3	31	21.2	27	11.4	32
45	宮崎県	60.5	27	60.3	25	59.2	26	7.4	27	58.1	24	22.5	19	11.6	31
46	鹿児島県	58.9	29	58.9	28	57.5	30	7.8	21	56.1	30	27	6	13.1	24
47	沖縄県	39.2	46	36.9	47	38.1	47	5	48	34.2	47	13.4	38	8.5	44

付表2 市および人口1万5千人以上の町に関する結果

(単位:千戸)

	住宅総数	居住世帯あり	住宅の種類		構造					住宅の建て方				居住世帯なし	空き家
			専用住宅	店舗 その他の 併用住宅	木造	防火木造	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他	一戸建	長屋建	共同住宅	その他		
福井市	111.7	93.2	90.3	2.9	34.9	27.0	22.0	9.3	0.0	63.2	0.9	28.1	1.1	18.5	18.0
敦賀市	30.0	26.0	25.2	0.8	8.9	8.0	6.5	2.5	0.0	17.7	0.6	7.5	0.2	4.0	3.9
小浜市	13.4	10.9	10.4	0.5	6.3	2.4	1.4	0.7	0.1	8.7	0.2	2.0	0.0	2.5	2.4
大野市	10.7	9.9	9.2	0.6	8.0	1.3	0.4	0.1	-	9.4	0.1	0.3	0.0	0.9	0.8
勝山市	8.3	7.4	7.1	0.4	4.8	2.1	0.3	0.3	-	7.1	0.1	0.3	0.0	0.9	0.9
鯖江市	23.4	20.7	20.0	0.7	11.7	5.6	2.1	1.4	0.0	17.5	0.6	2.5	0.1	2.6	2.5
あわら市	11.8	9.7	9.3	0.4	6.0	2.5	0.9	0.3	0.0	8.1	0.2	1.3	0.0	2.1	2.0
越前市	33.1	28.0	26.7	1.3	15.7	7.0	4.1	1.3	-	22.2	0.6	5.1	0.1	5.1	5.0
坂井市	31.1	27.0	26.2	0.9	14.9	9.4	1.6	1.2	-	24.2	0.5	2.3	0.1	4.1	3.9
永平寺町	7.5	6.9	6.6	0.3	2.9	2.3	0.6	1.0	0.1	5.6	0.0	1.3	0.0	0.6	0.5
越前町	7.0	6.6	6.2	0.4	5.5	0.6	0.3	0.1	-	6.4	0.1	0.1	0.0	0.4	0.4
若狭町	5.4	4.8	4.6	0.2	3.9	0.6	0.1	0.1	-	4.6	0.0	0.1	0.0	0.7	0.7

※ 標本数の制約上、数値の変動が実際の数字以上に大きくなる場合があることから、結果の利用に当たっては注意を要する。

平成 27 年 4 月 発行

平成 25 年 住宅・土地統計調査 福井県の概要

編集・発行

福井県総合政策部政策統計・情報課

人口・生活統計グループ

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17 番 1 号

TEL (0776)20-0273